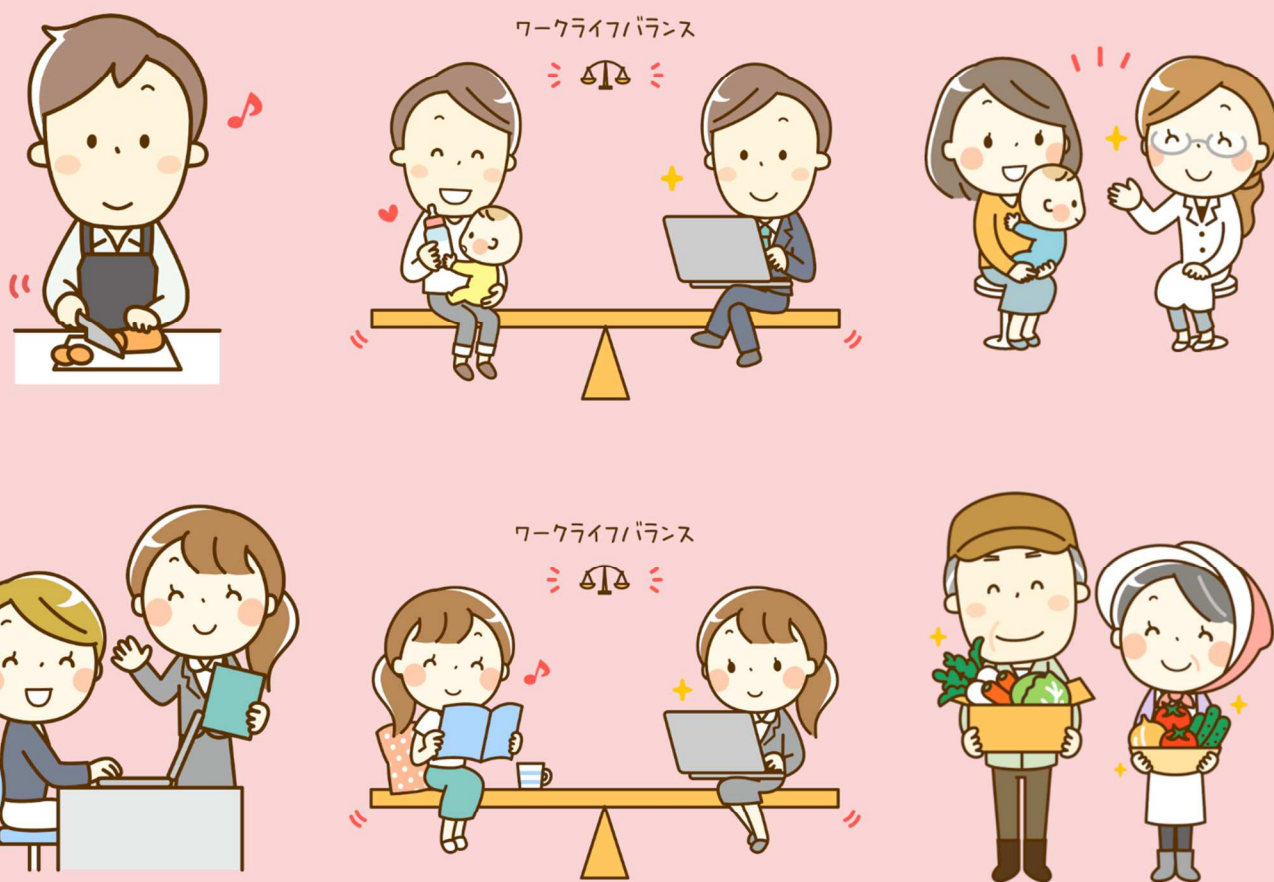


相良村

男女共同参画計画（第2次）



令和4年3月
熊本県 相良村

目次

第1章 相良村男女共同参画計画の概要.....	1
1. 男女共同参画計画の趣旨	1
2. 第2次相良村男女共同参画計画について	2
第2章 相良村の現状.....	8
1. 人口等の状況.....	8
2. 雇用・就労の状況.....	12
3. 相良村の女性の参画状況	15
4. アンケート調査結果	21
第3章 計画の基本的な考え方	48
1. 計画の基本理念.....	48
2. 計画の基本目標.....	49
3. 計画の重点目標.....	50
4. 施策の体系	51
第4章 具体的な取組.....	52
重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	52
重点目標2 男女が共に参画する社会づくり	55
重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり.....	59
重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり【相良村女性の活躍推進計画】 ..	62
重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶【相良村DV防止基本計画】	65
第5章 計画の数値目標.....	68
第6章 計画の推進体制.....	69
1. 推進体制	69
2. 計画の進捗管理.....	69
資料編	70

第1章 相良村男女共同参画計画の概要

1. 男女共同参画計画の趣旨

(1) 男女共同参画社会とは

「男女共同参画」とは、単に男女が共に活動に参加するだけでなく、方針の決定・企画に加わるなど、より主体的・積極的に関わっていくことを表します。そして、社会のあらゆる分野で男女が共に参画し、均等に利益を享受できる「男女共同参画社会」の形成は、世界的に重要な課題とされており、日本でも男女共同参画社会の形成に向けた取組が行われています。

(2) 男女共同参画計画策定の背景と目的

国は、平成11年に、「男女共同参画社会基本法」を施行しました。その中で男女共同参画社会について、「少子高齢化の進行等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくために、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要である」とし、市町村に対しては、当該市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「市町村男女共同参画計画」の策定を努力義務として定めています。

相良村では、平成19年に、相良村における男女共同参画社会の推進に関し、村民の意見や要望を聞く場として、「相良村男女共同参画社会推進懇話会」を設置、平成24年2月に「相良村男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

近年、非正規雇用労働者やひとり親など経済上の困難に陥りやすい女性の増加や、子育てに伴う就業環境整備の促進の必要性など新たな課題が生じています。これに対し、国は、新たな国の男女共同参画の指針となる「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、女性が活躍できる社会の実現をより強力に推し進めることとしています。

この度、これらの社会情勢の変化等を踏まえ、相良村の男女共同参画施策を見直し新たな施策を推進することを目的として、「相良村男女共同参画計画（第2次）」を策定しました。

2. 第2次相良村男女共同参画計画について

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定しました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(通称:DV防止法)」に定める「市町村基本計画」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(通称:女性活躍推進法)」に定める「市町村推進計画」を包含する計画として策定しました。

【根拠法令等(抜粋)】

男女共同参画社会基本法(第14条第3項)

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第2条の3第3項)

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(第6条2項)

市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化等により変更が必要となる場合は、適宜見直しを行います。

(3) 男女共同参画の動向

①国連と世界の動き

「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)

平成7年に、各国政府は、「北京宣言及び行動綱領」を採択し、男女平等、開発、平和を目標に掲げ、女性のエンパワーメントに向けた課題を定めました。

平成27年に、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、「北京+20」(第59回国連婦人の地位委員会)がニューヨークの国連本部で開催されました。

その中で、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動を取ることを表明するとともに、2015年以降の国際社会の共通開発目標である「ポスト2015年開発アジェンダ」において、「北京宣言及び行動綱領」の完全で効果的な実施が必要であることや、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。こうした取組を強化するため、第59回国連婦人の地位委員会(CSW)において、今後、「ポスト2015年開発アジェンダ」の取組状況のフォローアップや、大臣級の参加による対話型のセッションを行っていくことなども決議されました。

「ジェンダーギャップ指数(GGI)」発表

令和元年12月に、世界経済フォーラムが「Global Gender Gap Report 2020」を公表し、その中で、各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数(Gender Gap Index: GGI)を発表しました。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。2019年の日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位となっており、前回からスコアが下がっています。

2015年GGI (全145か国)		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.881
2	ノルウェー	0.850
3	フィンランド	0.850
4	スウェーデン	0.823
5	アイルランド	0.807
6	ルワンダ	0.794
7	フィリピン	0.790
8	スイス	0.784
9	スロベニア	0.784
：	：	：
101	日本	0.670

2019年GGI (全153か国)		
順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
：	：	：
53	米国	0.724
：	：	：
108	韓国	0.672
：	：	：
121	日本	0.652

②国の動向

◆「DV防止法」の改正

平成 19 年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。これにより保護命令の対象拡充、接近禁止命令の拡充等、被害者支援の充実が図られました。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村DV基本計画）」の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされました。

平成 25 年に改正が行われ、配偶者に加えて、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても法の適用対象とされることとなり、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正DV防止法）」に改められました。

◆「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立

平成 27 年度に「女性活躍推進法」が成立しました。法律では、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」が基本原則として定められています。

また、従業員 301 人以上の民間企業と国、自治体においては、女性の活躍に関する状況の把握や分析、それに基づく「行動計画」の策定・公表等、女性の活躍に関する情報の公表が義務づけられています。（10 年間の時限立法となっています。）

◆「SDGs 実施指針」決定

平成 28 年度に、SDGs（持続的な開発目標）の担い手として、SDGs の 17 の目標のうち目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」などに基づき、女性のエンパワーメントを図り、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくことが掲げられています。

◆「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

平成 30 年度に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。法律では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることをめざすこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどが定められています。

◆「第5次男女共同参画基本計画」の閣議決定

国は、令和2年12月、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方・方向性等を定めた「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

「第5次男女共同参画基本計画」は、「すべての女性が輝く令和の社会へ」として、コロナウイルス感染症流行下の社会情勢や、ジェンダー平等に関する国際的な合意を履行する観点から、4つの目指すべき社会の姿を示し、その実現に向けて3つの大きな政策領域と11の個別分野を提示し、施策を推進することとしています。

第5次男女共同参画基本計画

【目指すべき社会の姿】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包括的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【第5次計画の政策分野】

I あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none">○政策・方針決定過程への女性の参画拡大○雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和○地域における男女共同参画の推進○科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none">○女性に対するあらゆる暴力の根絶○男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備○生涯を通じた健康支援○防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">○男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備○教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進○男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

③県の動向

熊本県は、平成 13 年 3 月に、熊本県の男女共同参画社会形成に関する施策についての基本的な計画となる「熊本県男女共同参画計画（ハーモニープランくまもと 21）」を策定し、以後、定期的に計画の改定を行いながら男女共同参画を計画的に推進してきました。

また、平成 13 年 12 月には「熊本県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進に関する基本理念や県の責務、施策の方針等を定めています。

近年では、平成 28 年 4 月の熊本地震の際に、東日本大震災等の過去の大規模災害の経験と教訓を踏まえ、災害時に懸念される避難所における性被害等を防止するため、発災直後にポスター作成・掲示を行い、復興・復旧段階においては、被災地訪問相談事業や啓発活動を実施し、災害時における男女共同参画の視点を反映する意義や必要性の浸透を図りました。

令和 2 年 7 月の豪雨災害時には、性被害等防止ポスターの作成・配布を通じて啓発活動を実施し、避難所運営状況の把握を行いました。

令和 3 年 3 月には、これらの状況を踏まえ、新たに、「第 5 次熊本県男女共同参画計画」を策定し、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本目標として、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

第 5 次熊本県男女共同参画計画

【基本目標】

男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現

重点目標 1 あらゆる分野における女性の参画拡大

- 一人一人が自らの意思に基づき、職場・家庭・地域などあらゆる分野に参画し、活躍できるよう取組を推進

重点目標 2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者救済等の対応の充実
- 災害に強い社会の実現に向けた男女共同参画の視点からの防災・復興の推進

重点目標 3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実

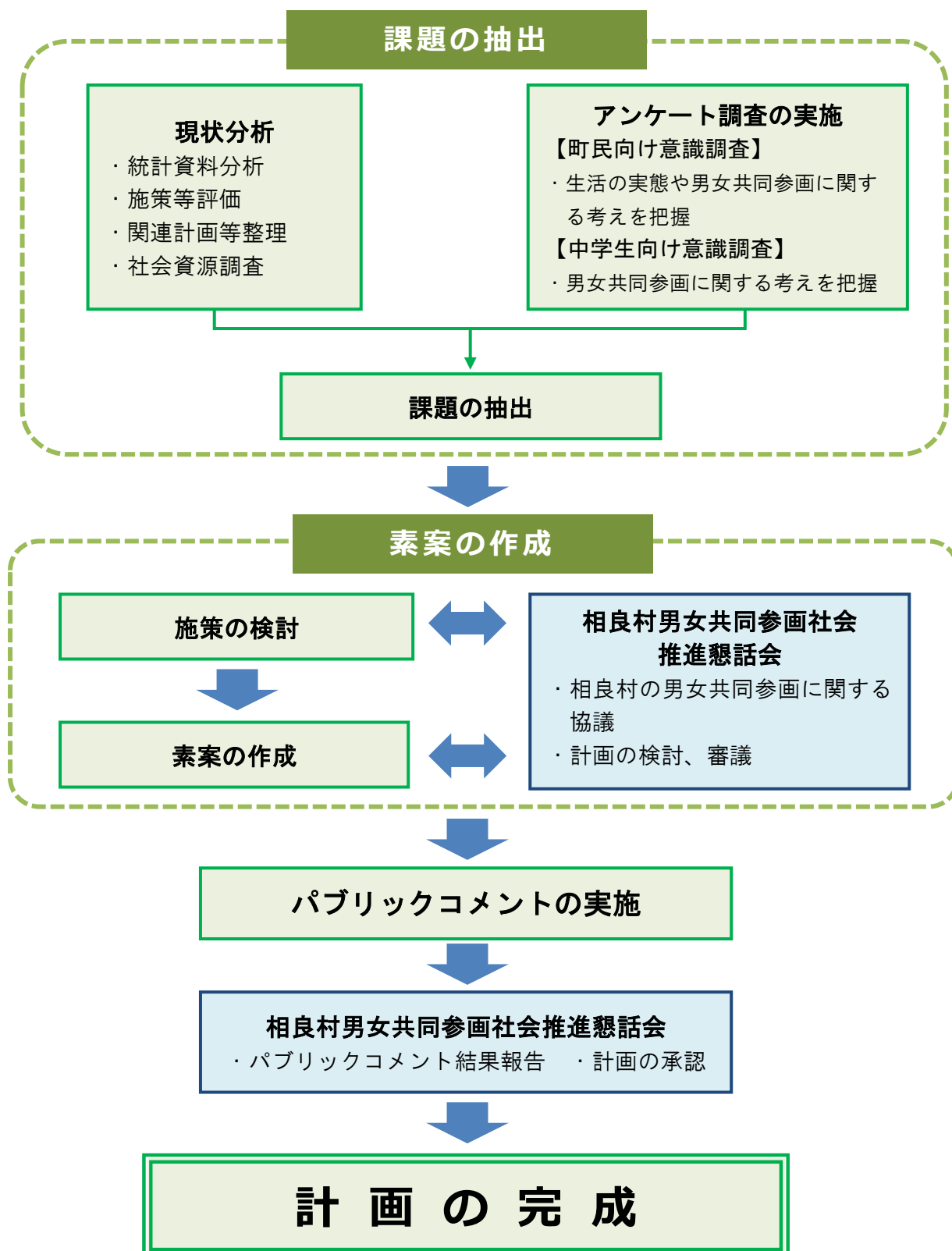
- 男女共同参画社会の実現の妨げとなる偏見等の解消のための意識改革
- 男女が学び続けられる環境の整備や仕事と家庭を両立できる支援基盤整備

重点目標 4 推進体制の整備・強化

- 地域主導の男女共同参画社会づくりのために市町村と連携し取組を推進

(4) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、村民参画による計画づくりを行うとともに、地域の課題と実情を反映することが必要であるため、相良村の男女共同参画に関する事項の協議を行う相良村男女共同参画社会推進懇話会にて、計画の検討、審議を行いました。



第2章 相良村の現状

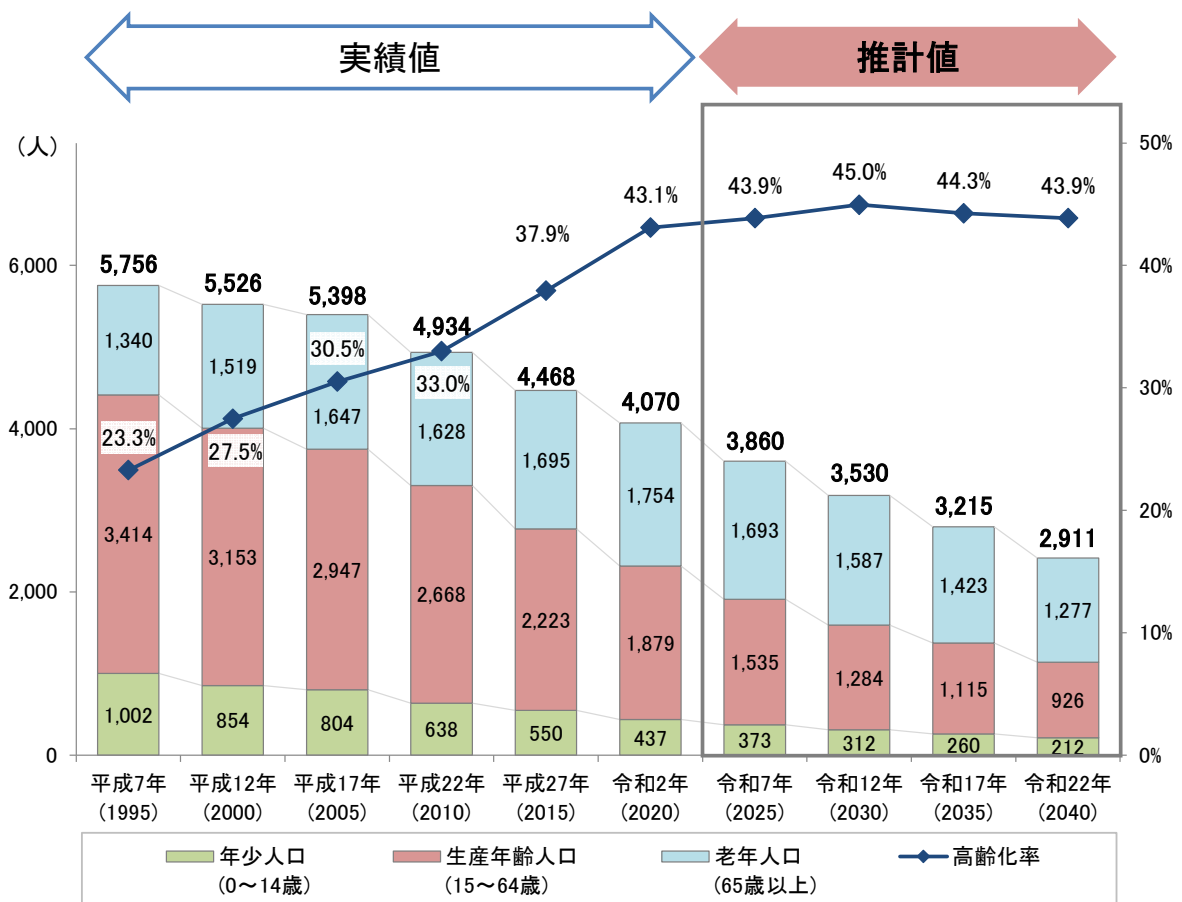
1. 人口等の状況

(1) 人口推移

本村の総人口は、おおむね減少傾向で推移しています。

年齢3区分別に見ると、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後も人口は減少すると予測されています。

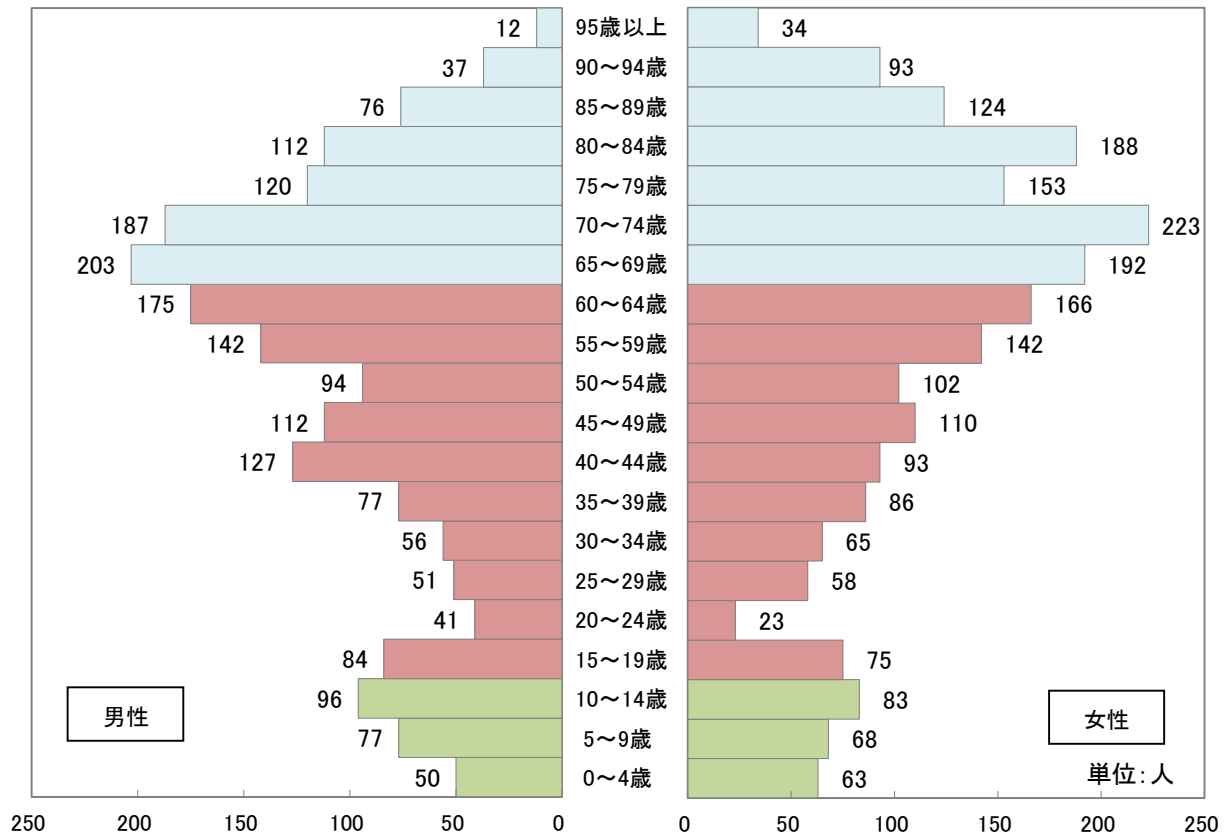


出典：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省

令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢別人口

令和2年の本村の年齢別の人口構成は、男性は65～69歳の層が、女性は70～74歳の層が最も多くなっており、高齢化が進行している状況がうかがえます。また、子育て世代や子育てを控えた世代にあたる20～29歳の層が他の年齢と比較して少なくなっています。



出典: 「令和2年国勢調査」総務省

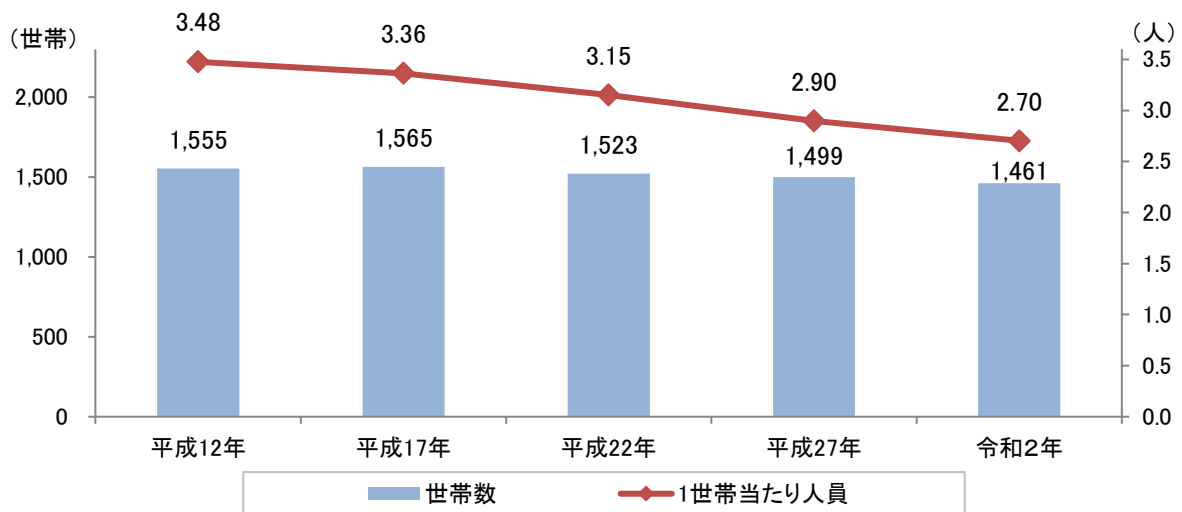
(3) 世帯数

本村の世帯数は、やや減少傾向にあり、令和2年は1,461世帯となっています。

また、1世帯当たり人員数は、平成12年の3.48人から令和2年の2.70人と0.78人減少しています。

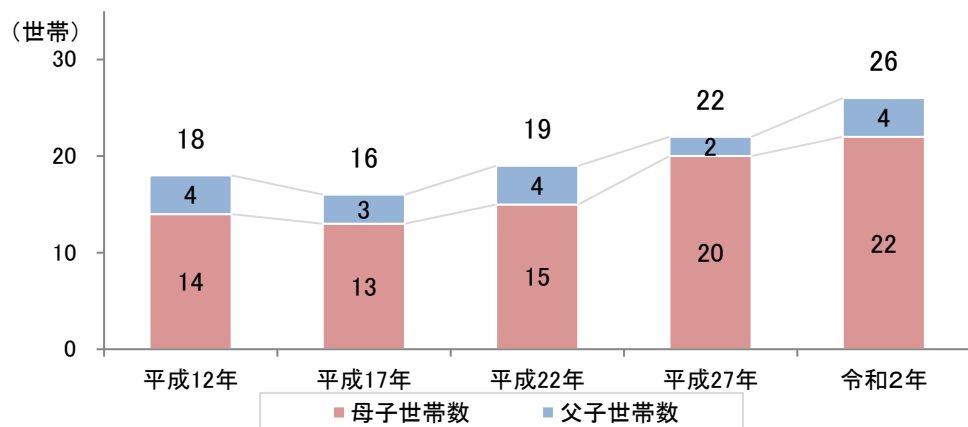
ひとり親世帯数（18歳未満の子どもがいる母子・父子家庭の世帯数）は、増加傾向にあります。また、村の一般世帯数に対するひとり親世帯数の構成比についても、増加傾向にあります。

■世帯数及び1世帯当たり人員数の推移



出典：「国勢調査」総務省

■ひとり親世帯数の推移



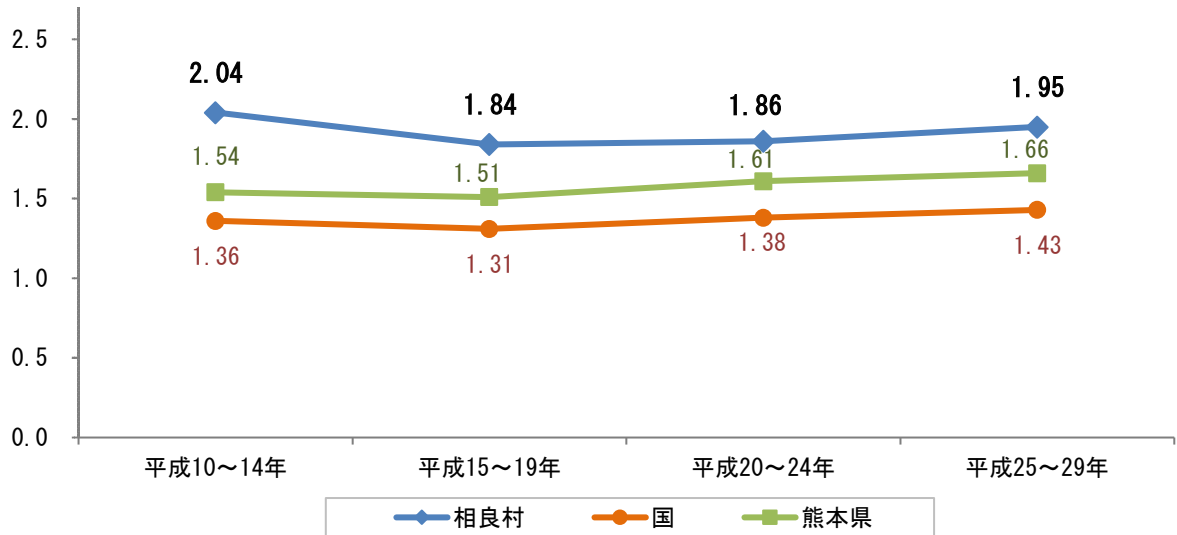
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数 (①)	1,555	1,565	1,523	1,499	1,461
ひとり親世帯数 (②)	18	16	19	22	26
構成比 (②/①)	1.16%	1.02%	1.25%	1.47%	1.78%

出典：「国勢調査」総務省

(4) 合計特殊出生率

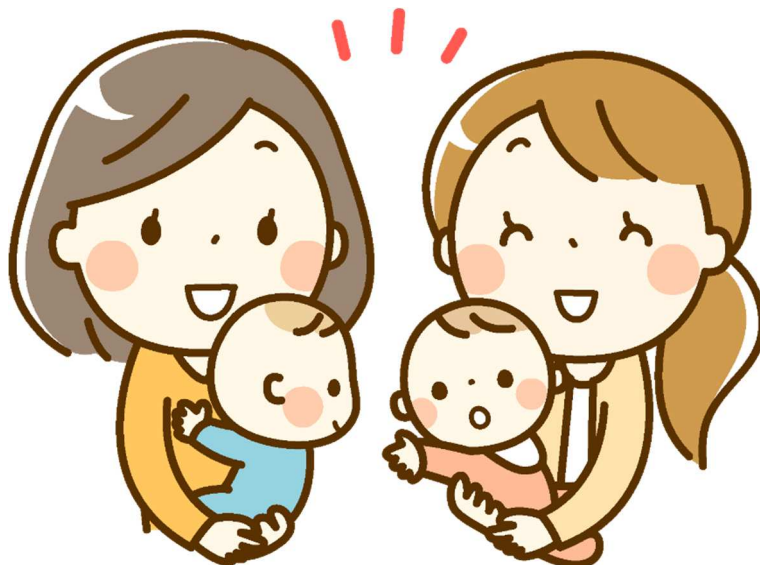
本村の合計特殊出生率は、国、熊本県より高い水準で推移しており、すべての期間で国が目標として掲げる合計特殊出生率 1.8 以上を上回っています。

■合計特殊出生率



出典：「人口動態統計特殊報告」（厚生労働省）

※合計特殊出生率：一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す



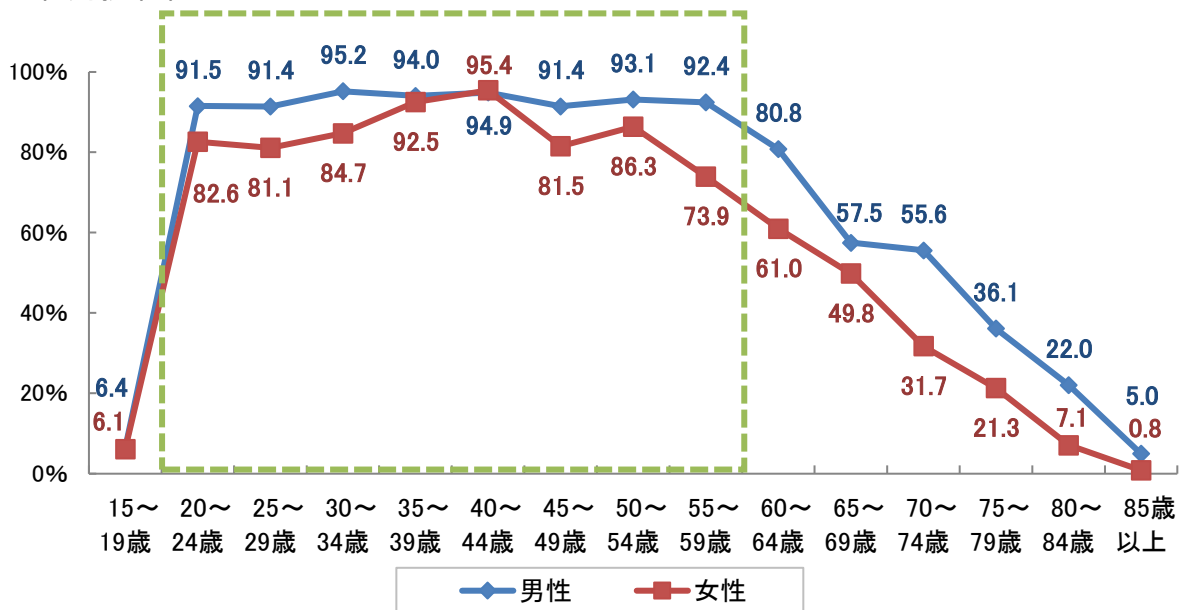
2. 雇用・就労の状況

本村の就業率を性別で比較すると、労働力の主な層を占める 20～59 歳の層では、男性は 9 割台、女性ではおおむね 8～9 割台となっています。

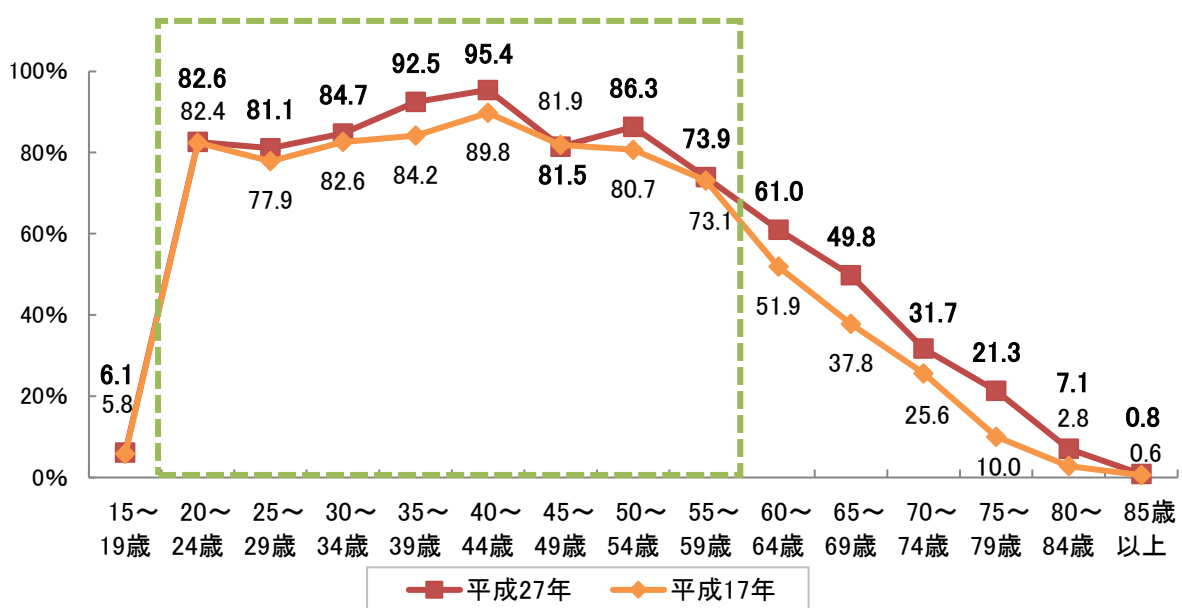
女性の就業率は、40～44 歳の層までは増加傾向にあり、その後 45～49 歳の層で低下し、50～54 歳の層で再び増加しています。年齢や子育ての状況に応じて離職・転職していると考えられます。

平成 17 年と平成 27 年の女性の就業率を比較すると、ほとんどの年齢層で平成 27 年の就業率が上回っており、就業する女性が増加していることがうかがえます。

■性別就業率



■女性就業率の平成 17 年、平成 27 年の比較

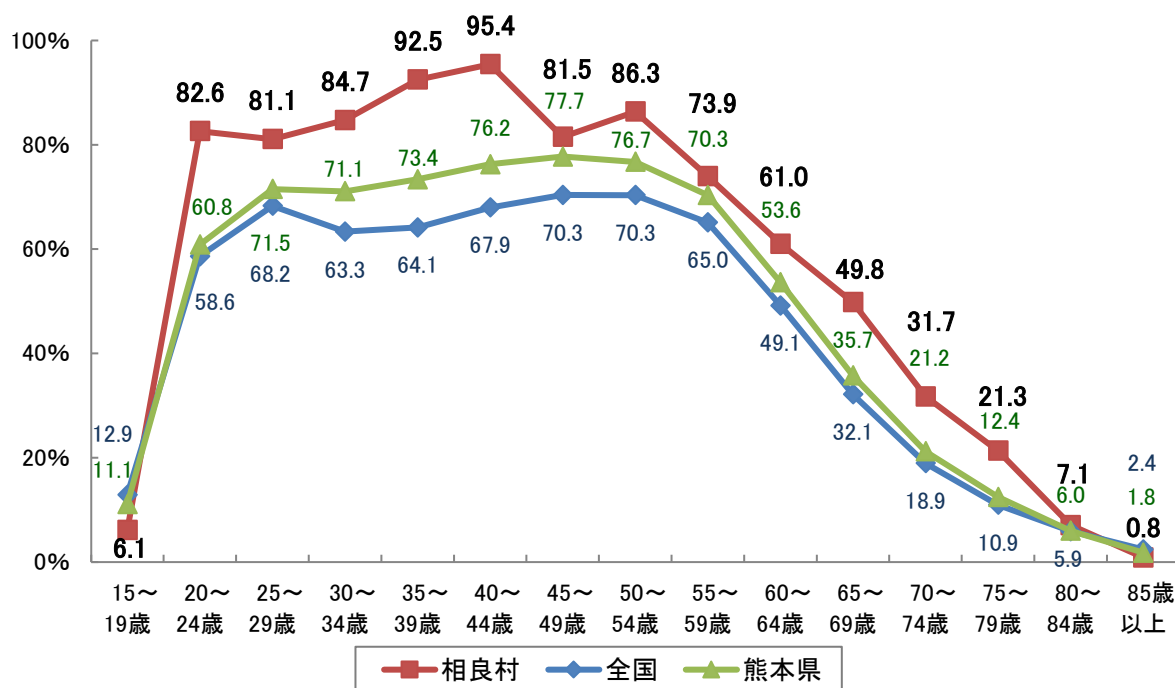


出典：「国勢調査」(厚生労働省)

※令和 2 年国勢調査の就業状態等の調査結果については、計画策定時時点で公開されていない(令和 4 年 5 月公開予定)ため、平成 27 年国勢調査のデータを基に分析を行っている。

国・県と比較すると、ほとんどの年齢層で国・県の就業率を上回っています。また、国では 30～34 歳の層で、結婚や出産を機に退職し就業率が低下するのに対し、相良村と熊本県ではほとんど低下は見られず、結婚しても就労を続ける女性が多いと見られます。

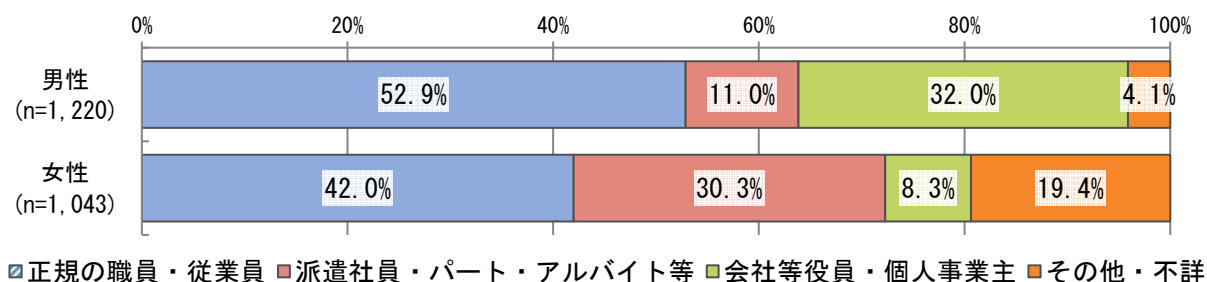
■女性就業率の国・県との比較



出典：「平成 27 年国勢調査」（厚生労働省）

本村の平成 27 年の就業上の地位については、男性、女性ともに正規の職員・従業員が最も高くなっています。しかし、女性では派遣社員・パート・アルバイト等についても 30.3%と高くなっており、女性の方がより不安定な形態で就労している状況がうかがえます。

■男女別就業上の地位

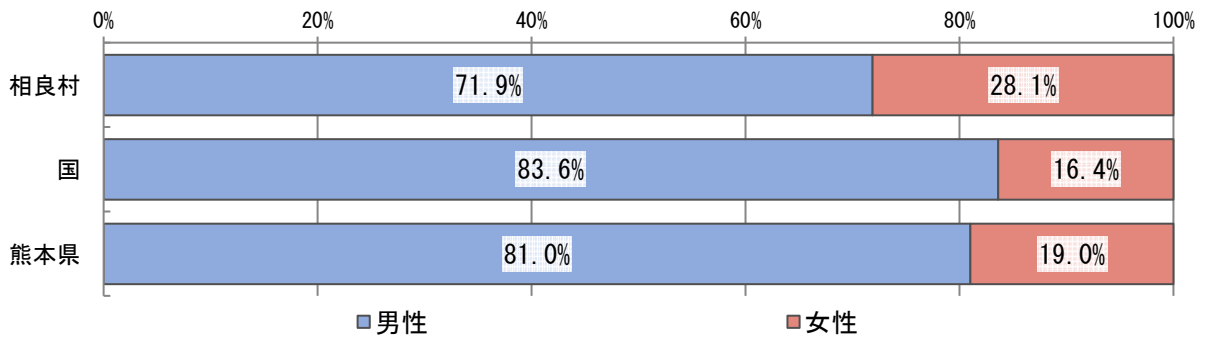


出典：「平成 27 年国勢調査」（厚生労働省）

管理職等における男女の割合については、本村の女性管理職等の割合は28.1%と、国・県と比較して高くなっています。

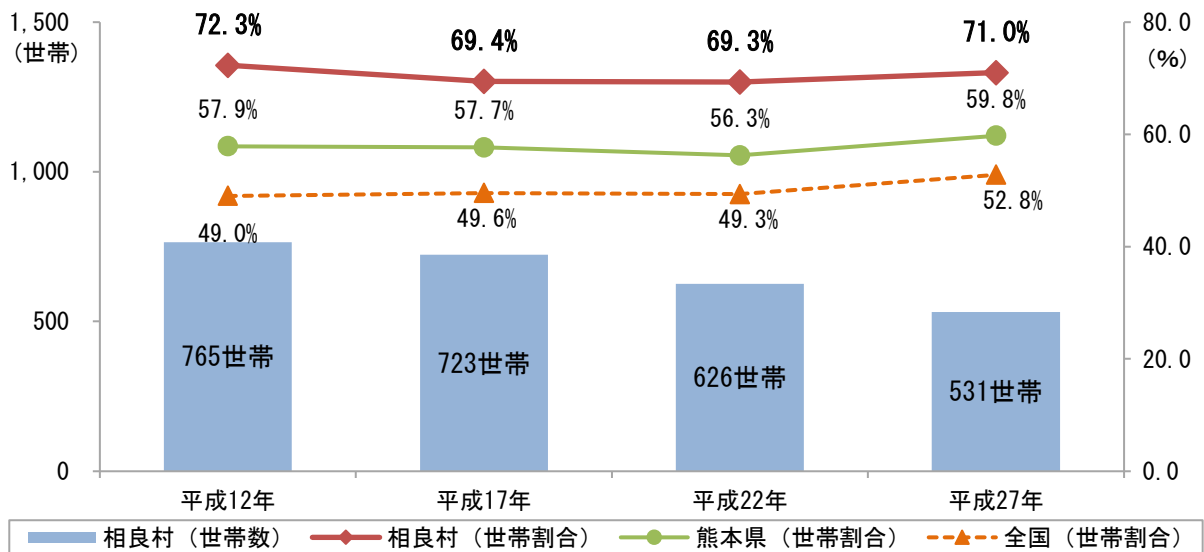
子育て世帯における女性の就業率については、相良村は、すべての調査年で7割前後と、国・県と比較して高くなっています。

■管理職等における男女の割合



出典：「平成27年国勢調査」(厚生労働省)

■子育て世帯における女性の就業率



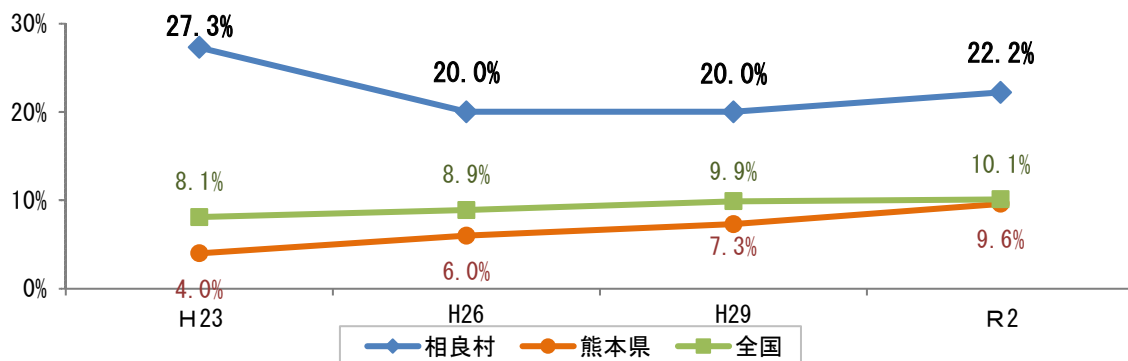
出典：「国勢調査」(厚生労働省)

3. 相良村の女性の参画状況

(1) 議員・課長等の状況

本村議会における女性議員の比率、公務員の課長職・課長補佐相当の登用状況については、おおむね国・県を上回って推移しています。

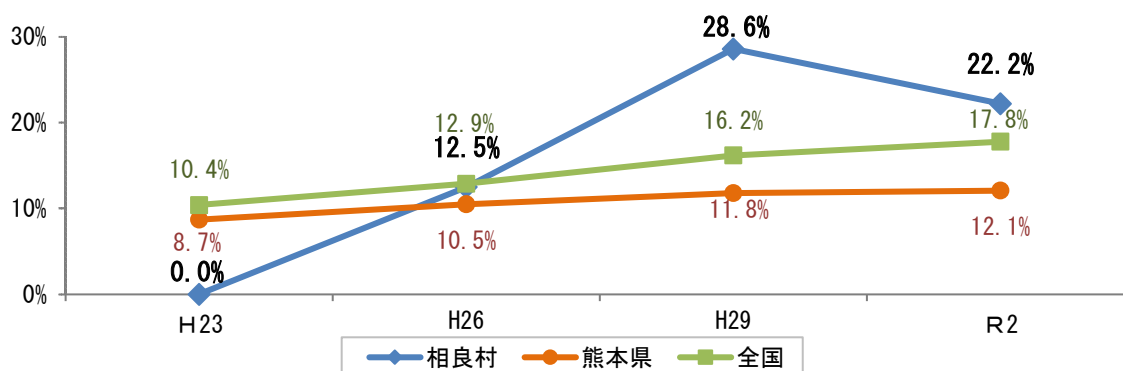
■議会における女性議員の比率



年度	相良村			熊本県 (町村)	全国 (町村)
	村議会議員数	うち女性議員	女性比率		
H23	11	3	27.3%	4.0%	8.1%
H26	10	2	20.0%	6.0%	8.9%
H29	10	2	20.0%	7.3%	9.9%
R2	9	2	22.2%	9.6%	10.1% (H30)

出典：「地域公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

■女性公務員の課長職相当の登用状況（市区町村）



年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	課長級以上	うち女性職員	女性比率		
H23	9	0	0.0%	8.7%	10.4%
H26	8	1	12.5%	10.5%	12.9%
H29	7	2	28.6%	11.8%	16.2%
R2	9	2	22.2%	12.1%	17.8%

出典：「地域公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

■課長補佐相当の登用状況（市区町村）

年度	相良村			熊本県 （市区町村）
	課長補佐	うち女性職員	女性比率	
H29	7	7	100.0%	20.7%
R2	10	7	70.0%	25.4%

出典：「地域公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

本村の委員会、審議会の女性委員の登用状況は、すべての年度で1割台となっています。国・県と比較すると、委員会については県平均とほぼ同じ、審議会については県平均を8～10ポイント程度下回っています。

■地方自治法第180条の5に基づく委員会等の女性委員の登用状況

年度	相良村			熊本県 （市区町村）
	委員総数	うち女性委員	女性比率	
H23	29	3	10.3%	10.6%
H26	27	3	11.1%	11.4%
H29	28	3	10.3%	12.1%
R2	23	4	17.4%	15.2%

出典：「地域公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

■地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性委員の登用状況

年度	相良村			熊本県 （市区町村）	全国 （市区町村）
	委員総数	うち女性委員	女性比率		
H23	102	11	10.8%	19.6%	21.0%
H26	96	13	13.5%	21.3%	25.1%
H29	135	14	10.4%	21.5%	26.2%
R2	81	11	13.6%	21.7%	27.1%

出典：「地域公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

令和3年度の審議会等における女性委員の登用状況をみると、農業委員会では10名中2名、固定資産評価審査委員会では3名中0名となっています。

市町村防災会議の女性の登用状況は3名となっています。

■令和3年度の審議会等における女性委員の登用状況

	委員総数	うち女性委員	女性比率
教育委員会	4	2	50.0%
選挙管理委員会	4	1	25.0%
監査委員	2	1	50.0%
農業委員会	10	2	20.0%
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%

資料：相良村総務課

■市町村防災会議における女性の登用状況

年度	相良村			熊本県 (市区町村)	全国 (市区町村)
	委員総数	うち女性委員	女性比率		
H26	33	3	11.1%	5.9%	
H29	35	3	8.6%	6.9%	
R2	35	3	8.6%	7.6%	8.8%

出典：「地域公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

(2) 地域の状況

自治会長の女性の登用状況は1名となっています。

消防団員の女性の登用状況は、令和2年度は13名となっており、熊本県の平均を上回っています。

■自治会長（区長）における女性の登用状況

年度	相良村			熊本県	全国
	総数	うち 女性自治会長	女性比率		
H23	18	0	0.0%	2.3%	4.3%
H26	18	0	0.0%	2.7%	4.7%
H29	18	0	0.0%	2.8%	5.4%
R2	18	1	5.6%	3.3%	6.1%

出典：「地域公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府）

■消防団員における女性の登用状況（4月1日時点）

年度	相良村			熊本県
	総数	うち女性団員	女性比率	
H23	293	10	3.4%	1.7%
H26	297	13	4.4%	2.1%
H29	314	12	3.8%	2.3%
R2	300	13	4.3%	2.5%

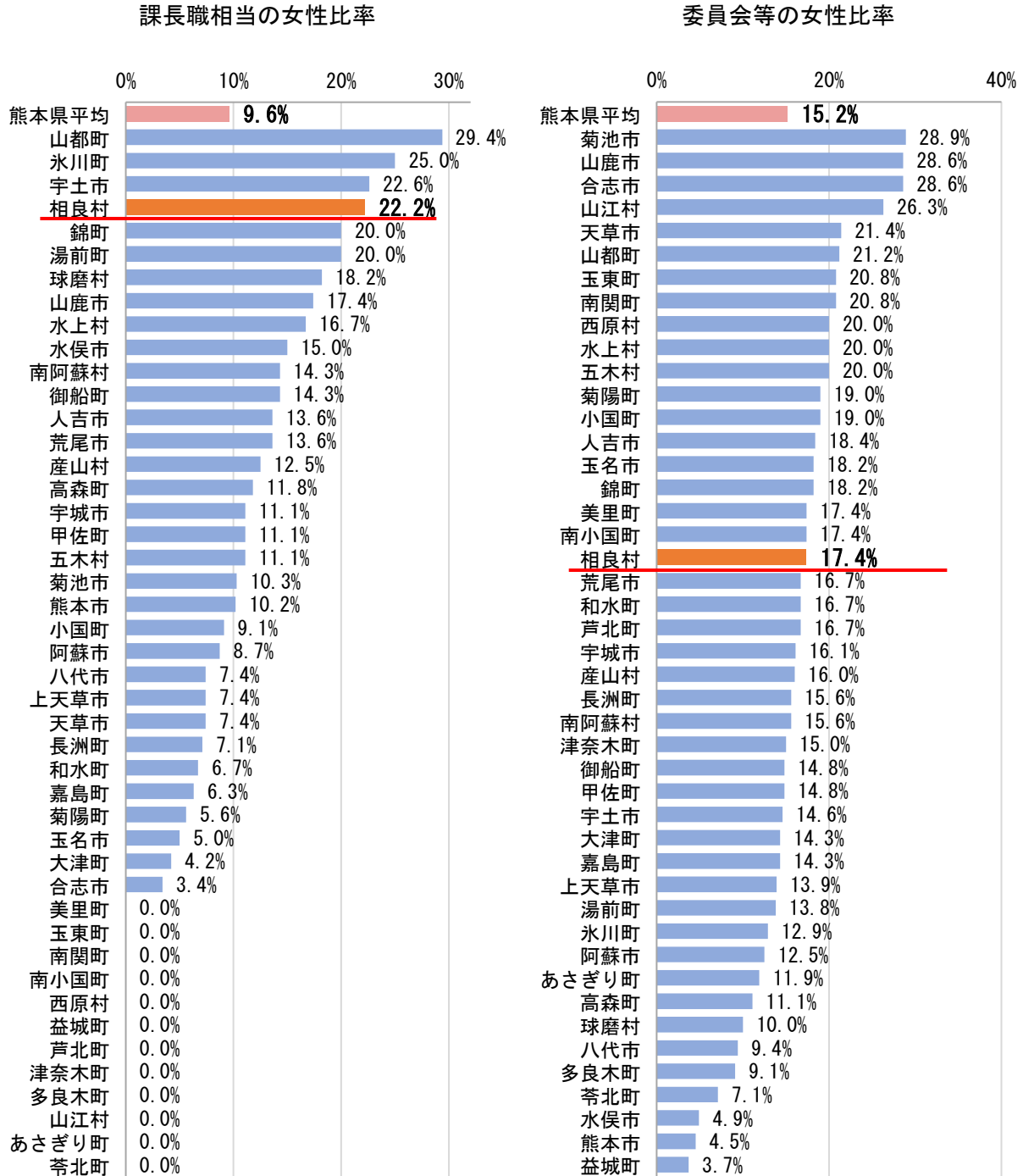
資料：相良村総務課

熊本県は令和2年度版熊本県男女共同参画年次報告書より（熊本県消防保安課調べ）

(3) 女性参画の状況の県内比較

令和2年の女性の参画状況について熊本県内の市町村と比較すると、課長職相当と委員会等の女性比率については、ともに熊本県の平均値を上回っています。

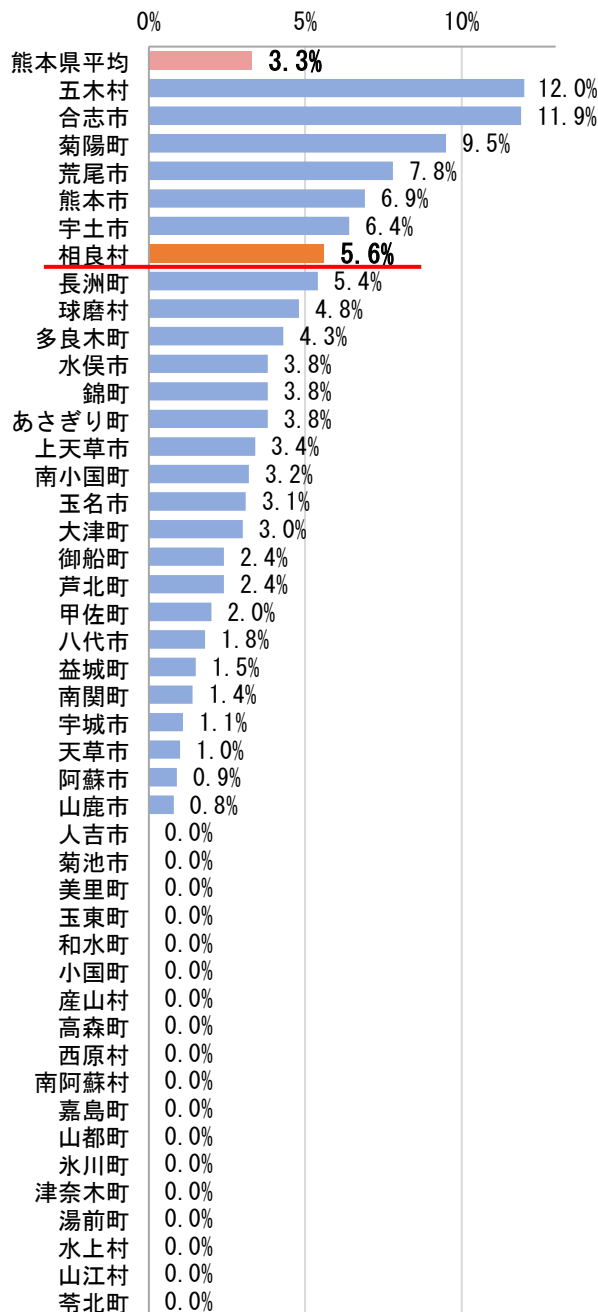
特に、課長相当職の女性比率については、県内4位と上位につけています。



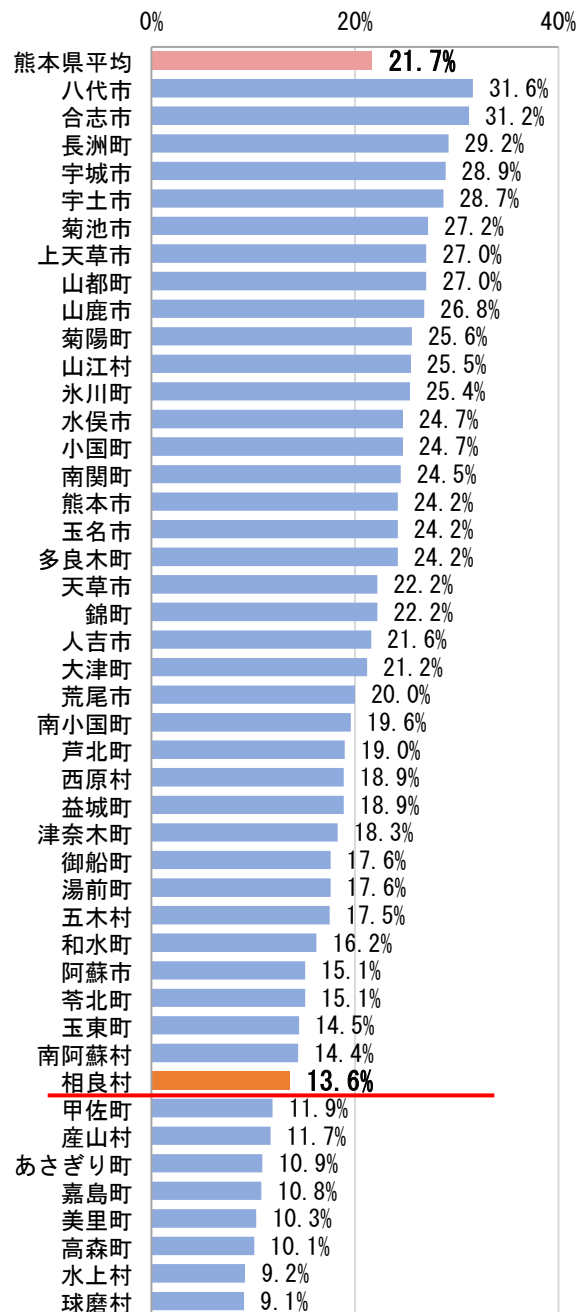
自治会長に占める女性の割合については、熊本県の平均値を上回り、県内7位となっています。

一方、審議会等委員の女性比率については、熊本県の平均値を下回り、県内での順位についても下位となっています。

自治会長の女性比率



審議会等委員の女性比率



4. アンケート調査結果

(1) 調査の概要

①調査の目的

本調査は、村民の男女共同参画に対する意識や生活実態等を把握して、相良村男女共同参画計画策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

②調査方法

調査	対象	調査手法
村民向け意識調査	相良村内在住の20歳以上の住民 1,488名	郵送による配布・回収
中学生向け意識調査	相良村内の中学3年生 42名	直接配付・ その場での記入・回収

③回収結果

調査	対象	回収数	回収率
村民向け意識調査	1,488名	604名	40.6%
中学生向け意識調査	42名	37名	88.1%

④調査結果利用上の注意

- 回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。
- クロス集計表・グラフは、スペースの都合上、文言等を省略している場合があります。
- 一部の設問では、熊本県との比較を行っています。熊本県のデータは、「男女共同参画に関する県民意識調査 報告書」（令和元年11月 熊本県）から引用しています。

(2) 村民向け意識調査結果概要

①男女の地位の平等感

(ア) 分野ごとの男女の地位の平等感

男女の地位の平等感については、「全体」及び「政治」、「社会通念等」、「地域活動」、「社会全体」の分野では『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）が最も高く、他4項目については「平等である」が最も高くなっています。特に、「政治」、「社会通念等」、「社会全体」では『男性の方が優遇されている』が5割台と特に高くなっています。

また、『女性の方が優遇されている』（「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）の割合は、すべての分野で1割未満と低くなっています。

熊本県と比較すると、すべての分野で熊本県より『男性が優遇されている』の割合が低く、「学校教育」以外の分野では「平等である」割合が高くなっています。

分野	県との比較	男性の方が優遇されている 「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」	平等である	女性の方が優遇されている 「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」
全体	相良村	35.3%	33.6%	2.8%
	熊本県	58.8%	17.6%	3.0%
家庭生活	相良村	32.2%	47.5%	6.1%
	熊本県	43.4%	39.3%	7.3%
職場	相良村	28.3%	30.8%	5.2%
	熊本県	42.6%	29.9%	6.4%
学校教育	相良村	9.9%	39.7%	1.4%
	熊本県	19.5%	43.5%	2.0%
政治	相良村	54.3%	18.2%	1.1%
	熊本県	71.4%	9.5%	1.2%
法律や制度	相良村	30.4%	33.9%	5.3%
	熊本県	40.0%	32.8%	6.3%
社会通念等	相良村	58.7%	17.1%	1.8%
	熊本県	72.0%	12.1%	1.7%
地域活動	相良村	44.2%	29.3%	4.3%
社会全体	相良村	55.6%	20.0%	3.8%

※「地域活動」「社会全体」については熊本県が調査を行っていないため、比較を行っていない。

■男女の地位の平等感の男女間での比較

男女間で比較すると、「職場」を除いた8つの分野で、『男性の方が優遇されている』とする考えについて、女性が男性を上回っています。

「平等である」は、すべての分野で男性が女性を上回っており、特に「法律や制度」と「地域活動」では、その差が20ポイント以上と大きくなっています。

また、『女性の方が優遇されている』は、すべての分野で男女ともに1割以下となっています。

分野	性別	男性の方が優遇されている	平等である	女性の方が優遇されている
全体	男性	35.2%	38.3%	4.3%
	女性	36.5%	30.4%	1.8%
家庭生活	男性	29.7%	50.2%	7.9%
	女性	34.7%	47.1%	4.5%
職場	男性	28.9%	36.8%	5.9%
	女性	28.6%	27.7%	4.5%
学校教育	男性	9.5%	48.2%	1.6%
	女性	10.3%	34.7%	1.2%
政治	男性	49.8%	27.7%	0.8%
	女性	59.0%	11.6%	1.5%
法律や制度	男性	26.1%	47.4%	6.0%
	女性	34.7%	24.6%	5.2%
社会通念等	男性	54.6%	25.3%	2.0%
	女性	63.2%	11.2%	1.5%
地域活動	男性	39.1%	41.5%	4.7%
	女性	63.2%	11.2%	1.5%
社会全体	男性	52.5%	30.0%	4.8%
	女性	63.2%	11.2%	1.5%

(イ) 固定的性別役割分担意識

固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭などと性別によって役割を固定する考え方）について、『同感する』（「同感する」と「どちらかといえば同感する」の合計）の割合を男女間で比較すると、男性が28.9%、女性が20.3%と、男性が8.6ポイント上回っています。

熊本県と比較すると、男女ともに、熊本県よりも若干『同感する』の割合が低く、『同感しない』の割合が高くなっています。

熊本県全体と比較すると固定的性別役割分担意識に同感しない人が多いものの、男女ともに『同感する』が2割台と、固定的性別役割分担意識を持つ人がある程度います。

自治体	性別	同感する 「同感する」＋ 「どちらかといえば同感する」	同感しない 「同感しない」＋ 「どちらかといえば同感しない」
相良村	男性	28.9%	68.8%
	女性	20.3%	76.6%
熊本県	男性	32.9%	66.0%
	女性	23.3%	75.4%

(ウ) 「男女共同参画社会」の実現度

「男女共同参画社会」の実現度について男女別でみると、『実現していると思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は、男性で36.3%、女性で32.6%、『実現していると思わない』（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）は男性で54.5%、女性で57.4%と、男女ともに実現していると思わない人の方が多くなっています。

『実現していると思う』について熊本県と比較すると、大きな差はみられません。

自治体	性別	実現していると思う 「そう思う」＋ 「どちらかといえばそう思う」	実現していると思わない 「そう思わない」＋ 「どちらかといえばそう思わない」
相良村	全体	34.0%	54.8%
	男性	36.3%	54.5%
	女性	32.6%	57.4%
熊本県	全体	35.3%	63.3%
	男性	39.4%	60.0%
	女性	32.4%	66.4%

②家庭・地域生活に関する意識

(ア) 家庭内性別役割分担意識（家庭内での男女の役割分担）

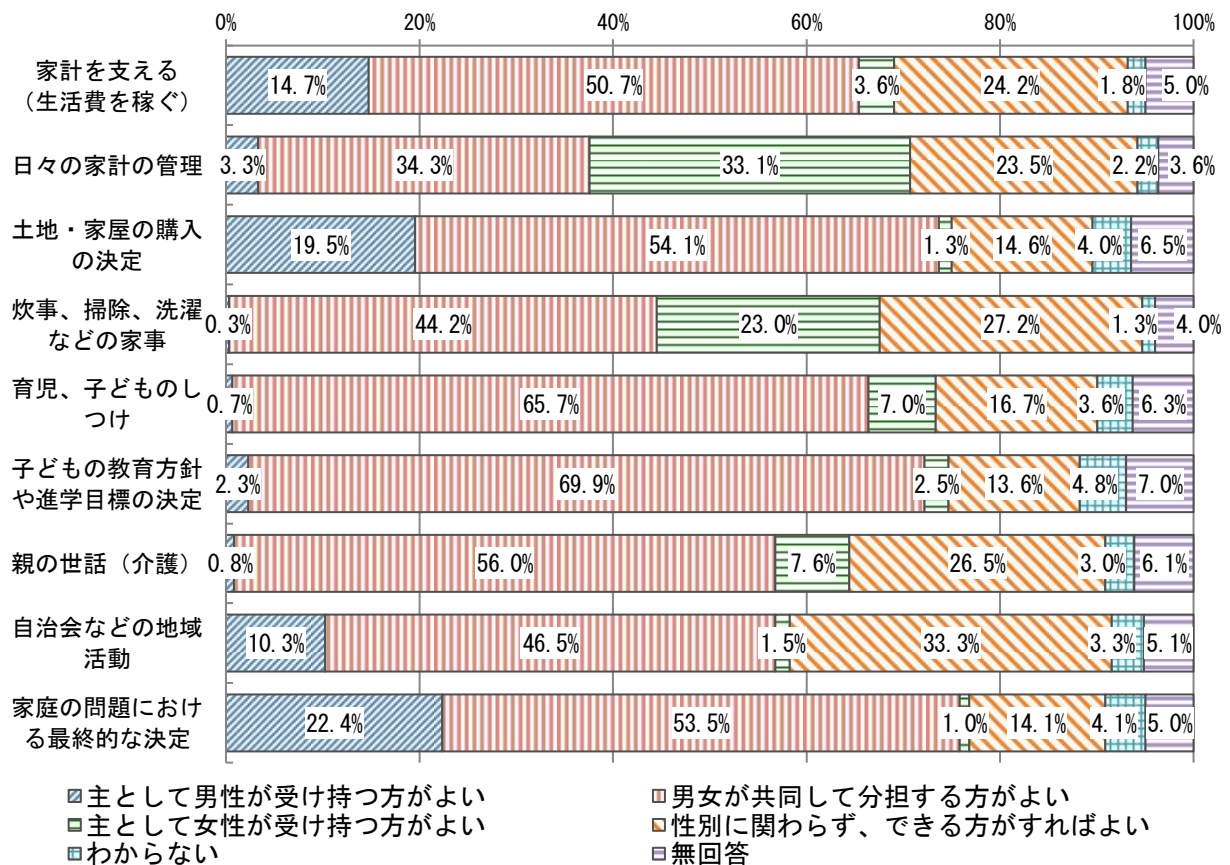
家庭内での男女の役割分担については、すべての分野で「男女が共同して分担する方がよい」が最も高くなっています。

また、「主として男性が受け持つ方がよい」については、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」で14.7%、「土地・家屋の購入の決定」で19.5%、「家庭の問題における最終的な決定」について22.4%と、他の分野と比較して高くなっています。

「主として女性が受け持つ方がよい」については、「日々の家計の管理」で33.1%、「炊事、掃除、洗濯などの家事」で23.0%と、他の分野と比較して高くなっています。

男女が共同して分担する方がよいとする考え方が強いものの、家庭内の問題の決定や経済的な面については主に男性の役割、日々の家事や家計については女性の役割であるとする考えも見られます。

■家庭内性別役割分担意識



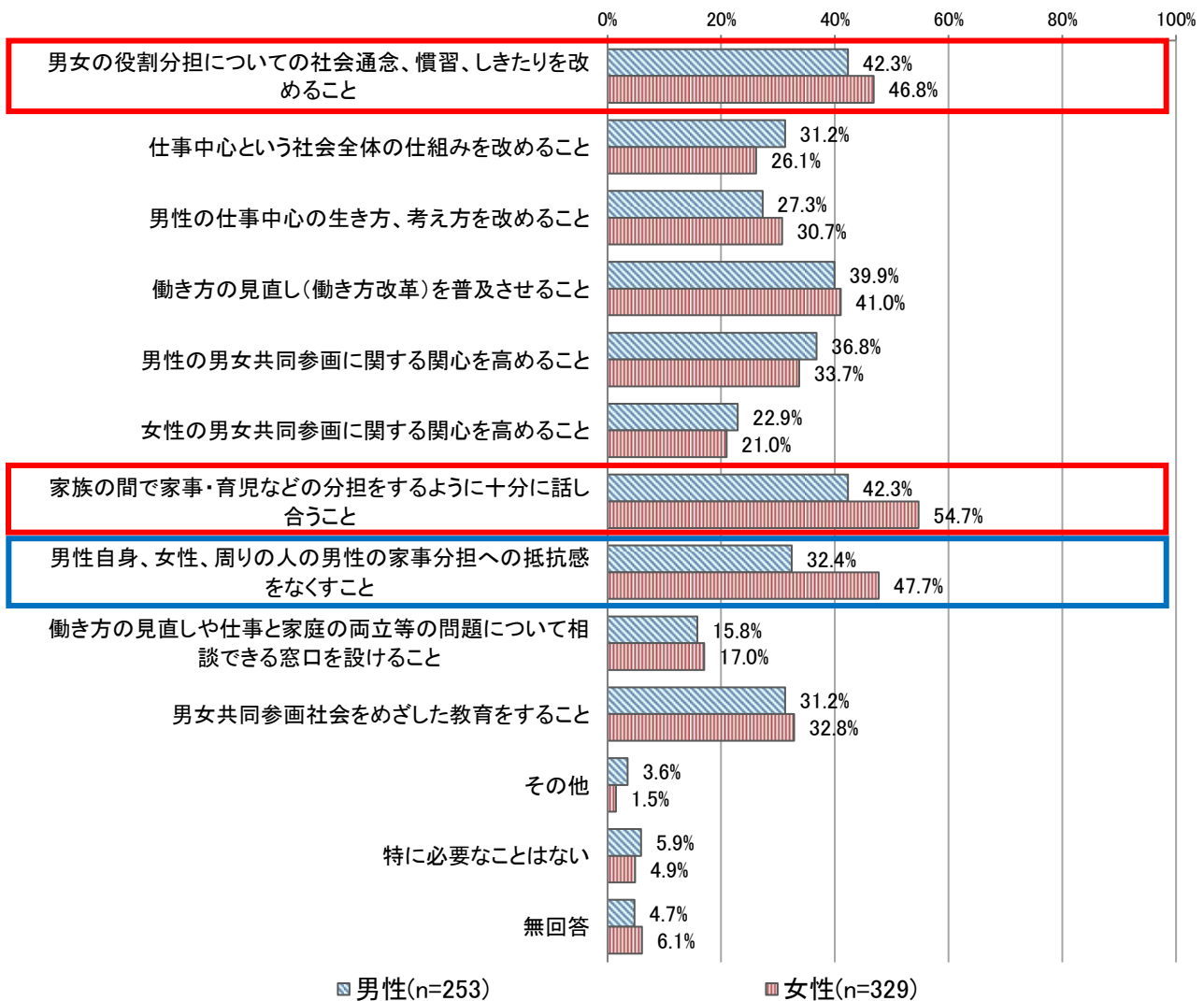
(イ) 男性が家庭・地域へ参加するために必要なこと

男性が家庭・地域生活へ参加するために必要なことについて男女別でみると、男性では、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」と「家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」が、女性では「家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」が最も高くなっています。

「家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」が男女ともに1位、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」が男性で1位、女性で3位であることから、この2項目について男女ともに特に重要であると考えています。

また、男女間の差についてみると、「男性自身、女性、周りの人の男性の家事分担への抵抗感をなくすこと」と「家族の間で家事・育児などの分担をするように十分に話し合うこと」について、女性が男性よりも10ポイント以上上回っています。

■ 男性が家庭・地域生活へ参加するために必要なこと（男女別比較）



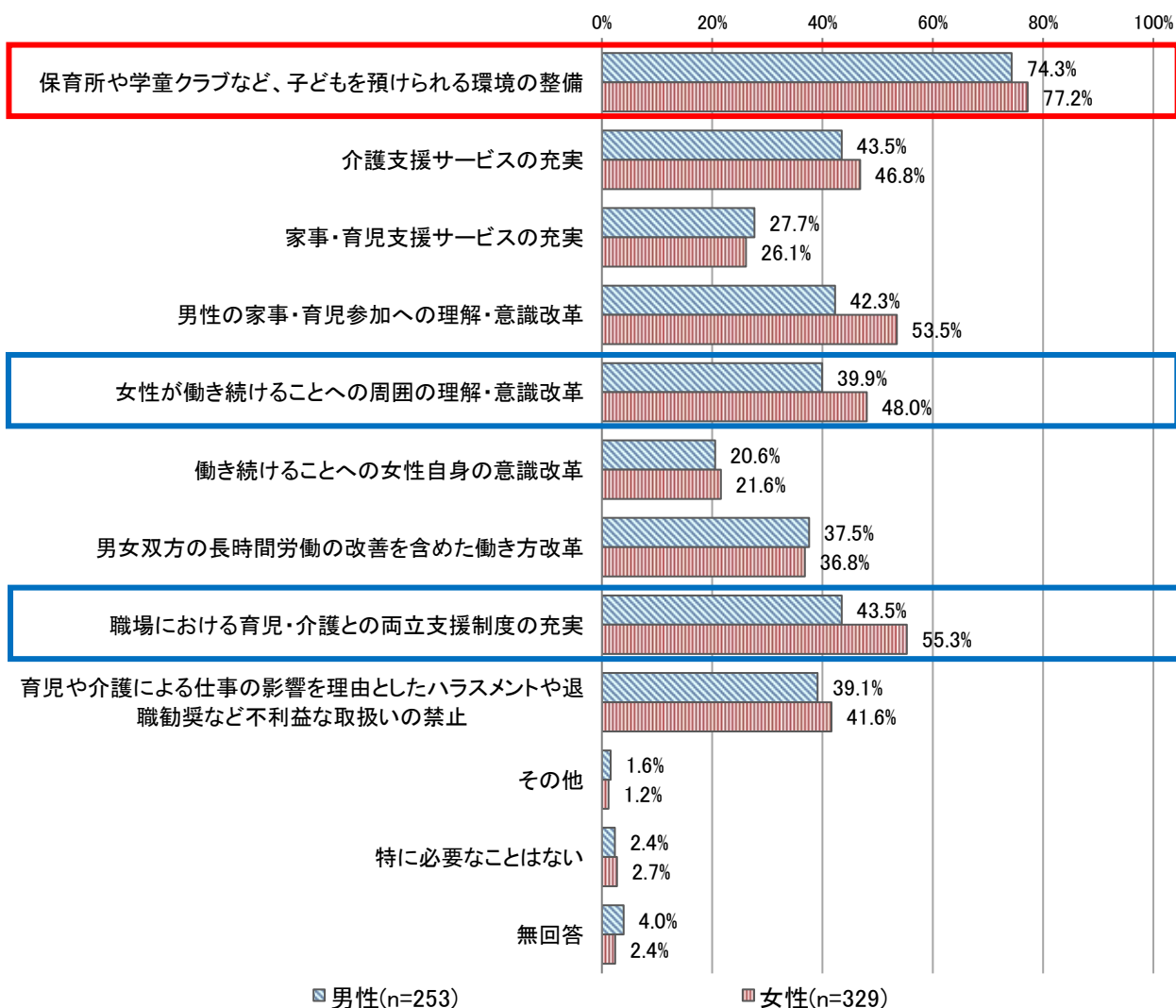
③女性の働き方や生活について

(ア) 女性が同じ職場で働き続けるために必要なこと

女性が同じ職場で働き続けるために必要なことについては、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が男女ともに7割台と最も高くなっています。

また、男女間で比較すると、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」、「男性の家事・育児参加への理解・意識改革」、「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」について、女性が男性を一割程度上回っており、周囲や男性の理解と意識改革の必要性や、職場における支援制度の重要性の感じ方について、男女間で差があります。

■女性が同じ職場で働き続けるために必要なこと（男女別比較）

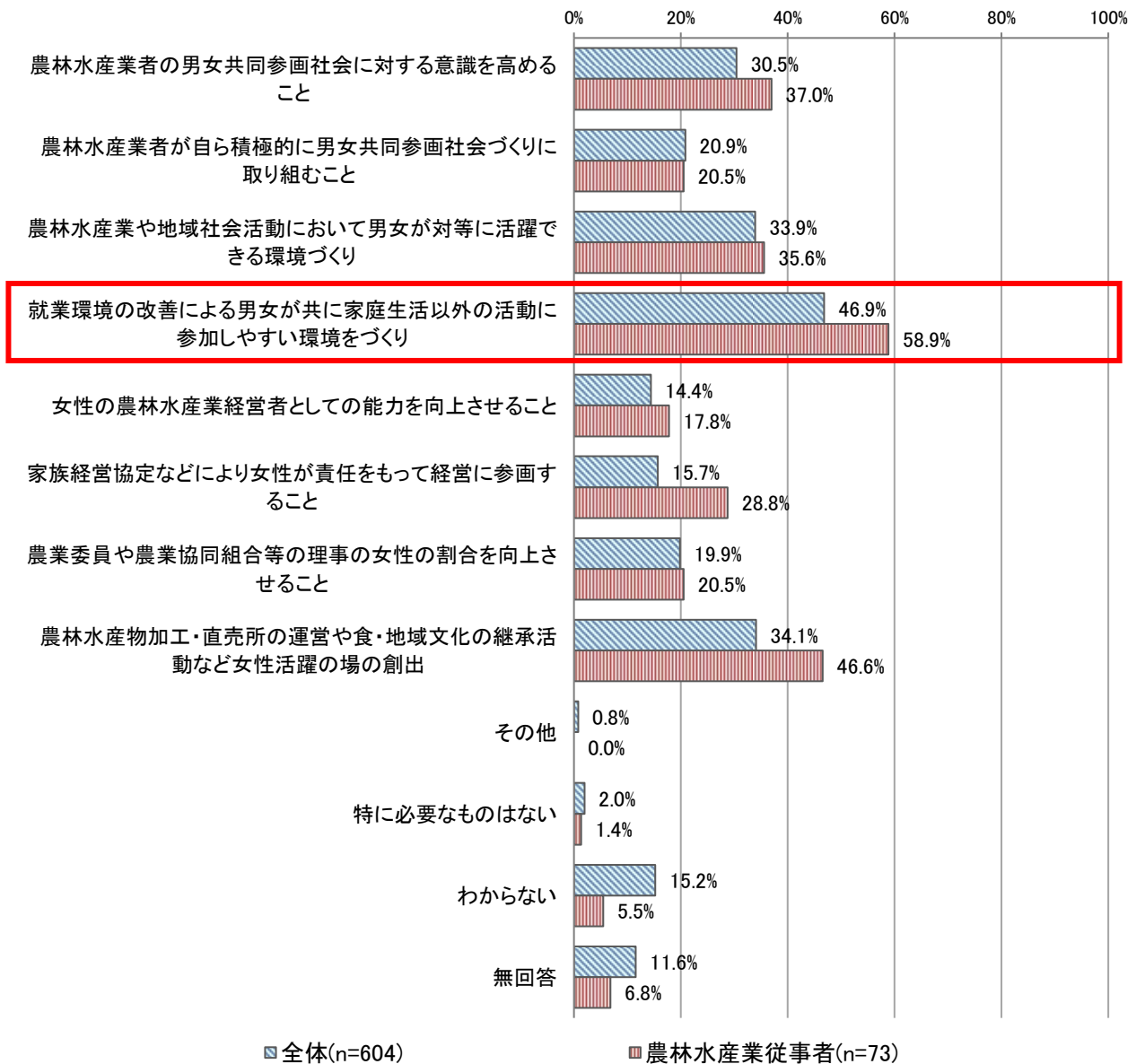


(イ) 農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なこと

農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なことについて、村全体では、「就業環境の改善による男女が共に家庭生活以外の活動に参加しやすい環境づくり」が最も高く、次いで「農林水産加工・直営所の運営や食・地域文化の継承活動など女性活躍の場の創出」、「農林水産業や地域社会活動において男女が対等に活躍できる環境づくり」となっています。

農林水産業従事者では、「就業環境の改善による男女が共に家庭生活以外の活動に参加しやすい環境づくり」が最も高く、次いで「農林水産加工・直営所の運営や食・地域文化の継承活動など女性活躍の場の創出」、「農林水産業者の男女共同参画社会に対する意識を高めること」となっています。

■ 農林水産業の分野での男女共同参画推進に必要なこと

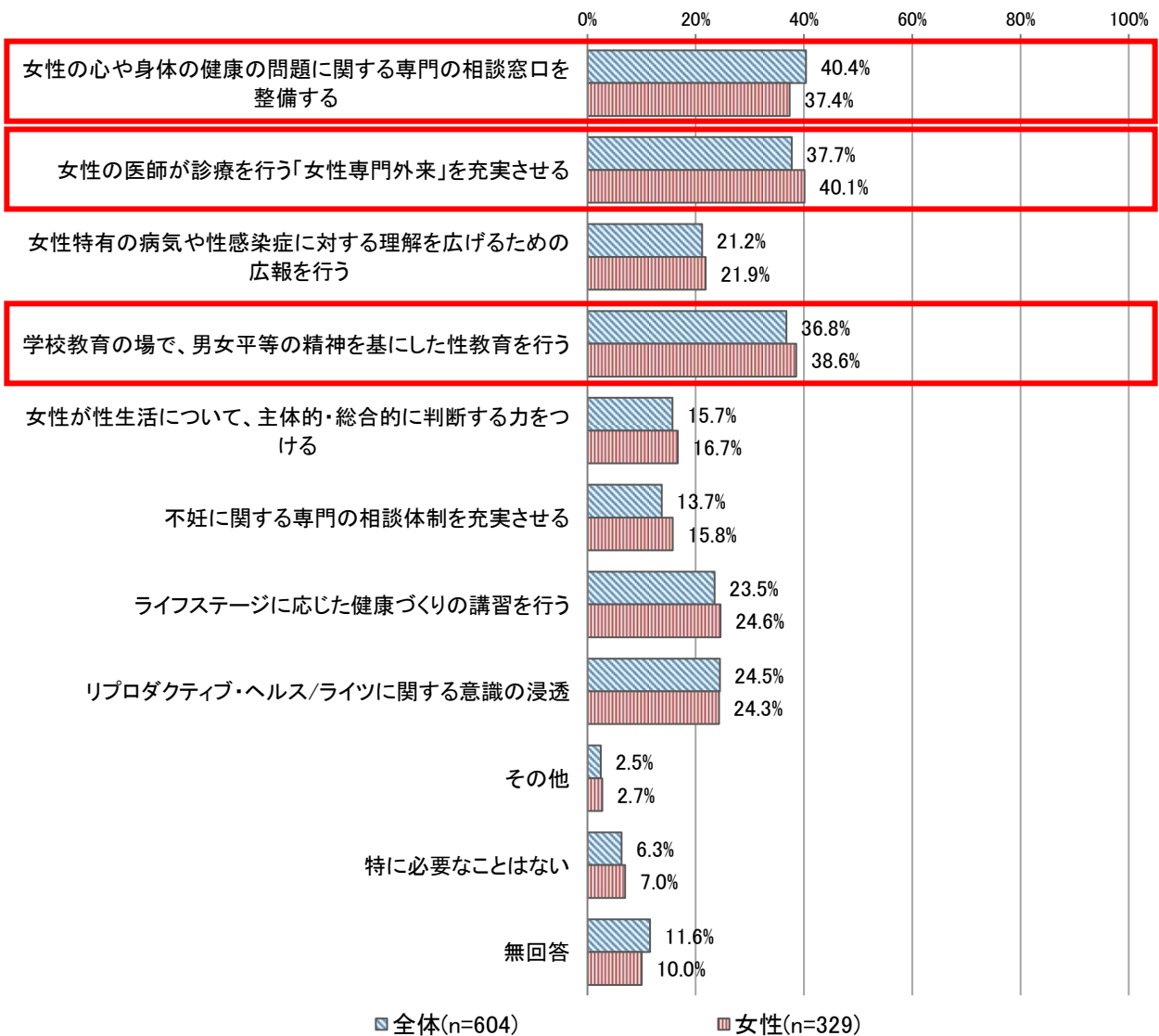


(ウ) 女性が一生を健康に過ごすために必要なこと

女性が一生を健康に過ごすために必要なことについて、村全体では「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」が最も高く、次いで「女性の医師が診療を行う「女性専門外来」を充実させる」、「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」となっています。

女性では、「女性の医師が診療を行う「女性専門外来」を充実させる」が最も高く、次いで「学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う」、「女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する」となっています。

■女性が一生を健康に過ごすために必要なこと



④女性の社会参画に関する意識

(ア) 女性地位向上に対する考え方

女性の意見がもっと反映されるように、政策の企画立案や方針決定の場に女性がもっと増える方がよいかについて男女別で見ると、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が、男性で77.1%、女性で76.9%となっています。

また、『そう思う』について熊本県と比較すると、男性では相良村が7.6ポイント、女性では8.0ポイント下回っています。

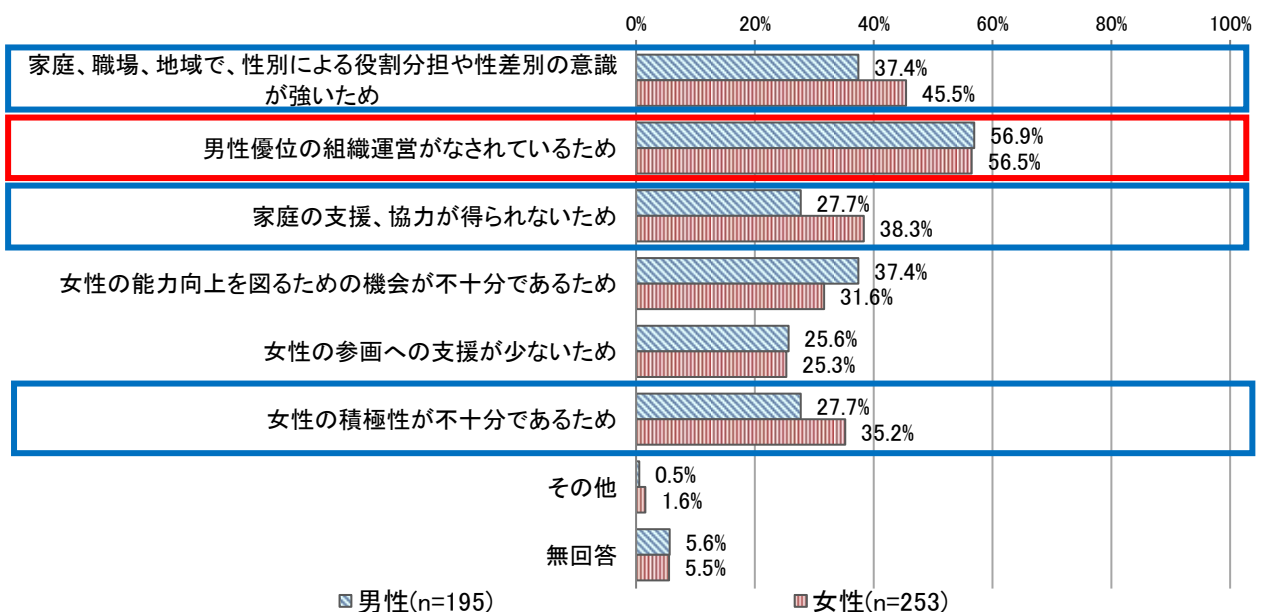
自治体	性別	そう思う 「そう思う」＋ 「どちらかといえばそう思う」	そう思わない 「そう思わない」＋ 「どちらかといえばそう思わない」
相良村	男性	77.1%	14.7%
	女性	76.9%	12.5%
熊本県	男性	84.7%	12.5%
	女性	84.9%	13.2%

(イ) 政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由

政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由については、男女ともに「男性優位の組織運営がなされているため」が最も高くなっています。

また、「家庭の支援、協力が得られないため」と「家庭、職場、地域で、性別による役割分担や性差別の意識が強いため」、「女性の積極性が不十分であるため」について、女性が男性を1割程度上回っていることから、女性は男性よりも、家庭、職場、地域で協力が得られにくい、性差別の意識があると感じており、一方で女性自身の積極性が足りないとも感じていることがうかがえます。

■政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由（男女別比較）

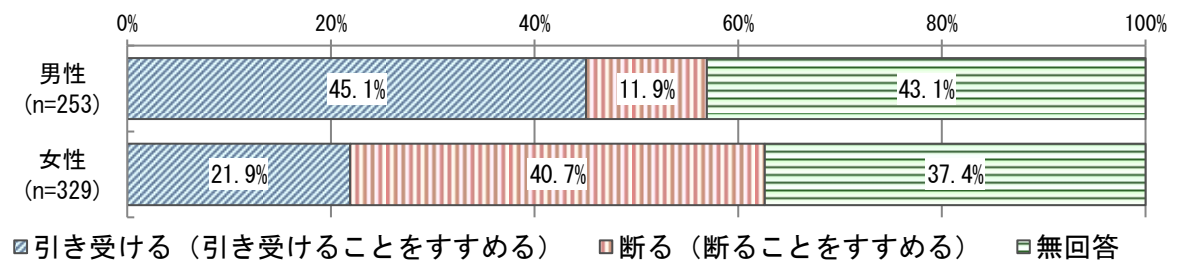


(ウ) 女性が役職に推薦された場合の動向

女性が役職に推薦された場合について男女間で比較すると、「引き受ける（引き受けることをすすめる）」について、男性で45.1%、女性で21.9%と、男性が23.2ポイント上回っています。

一方、「断る（断ることをすすめる）」については、男性が11.9%、女性が40.7%と、女性が28.8ポイント上回っていることから、女性自身が役職に就くことに消極的な状況がうかがえます。

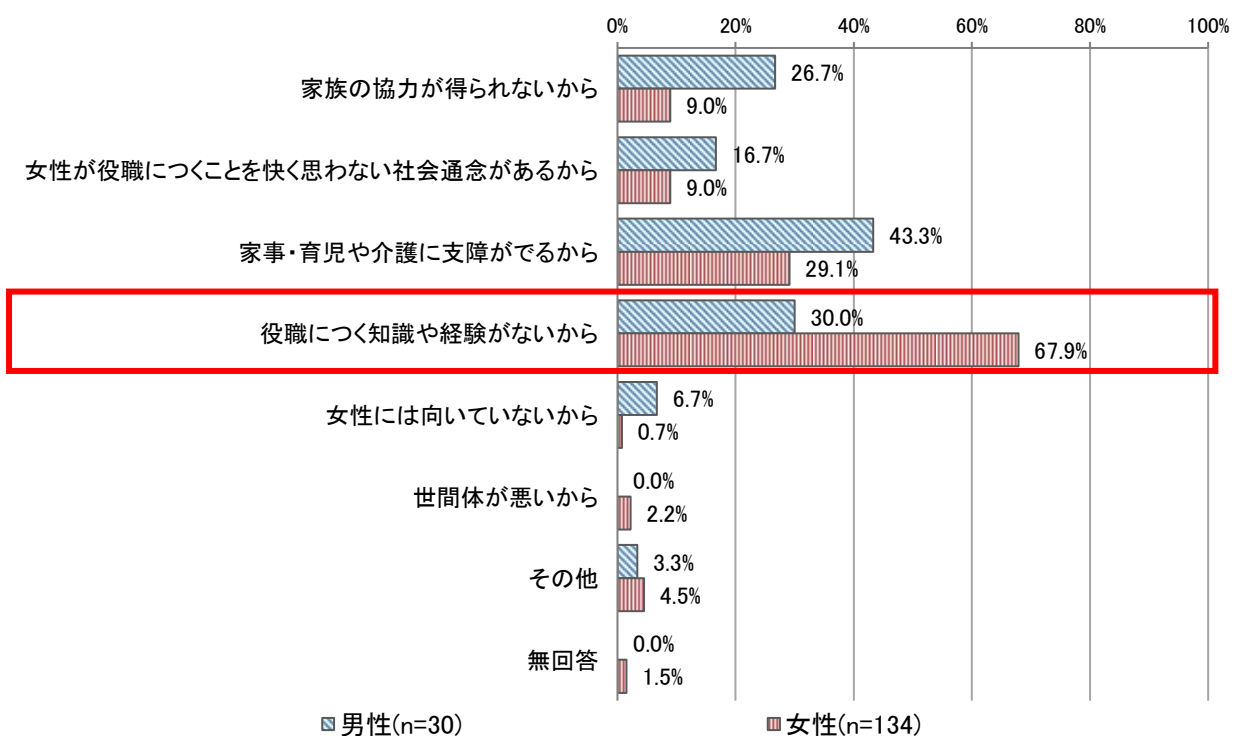
■女性が役職に推薦された場合の動向（男女別比較）



「断る（断ることをすすめる）」と回答した人の断る理由については、男性では「家事・育児や介護に支障が出るから」が最も高く、次いで「役職につく知識や経験がないから」、「家族の協力が得られないから」となっています。

女性では、「役職につく知識や経験がないから」が67.9%と他の項目と比べて高くなっています。

■女性が役職に推薦された場合断る理由（男女別比較）



⑤配偶者からの暴力

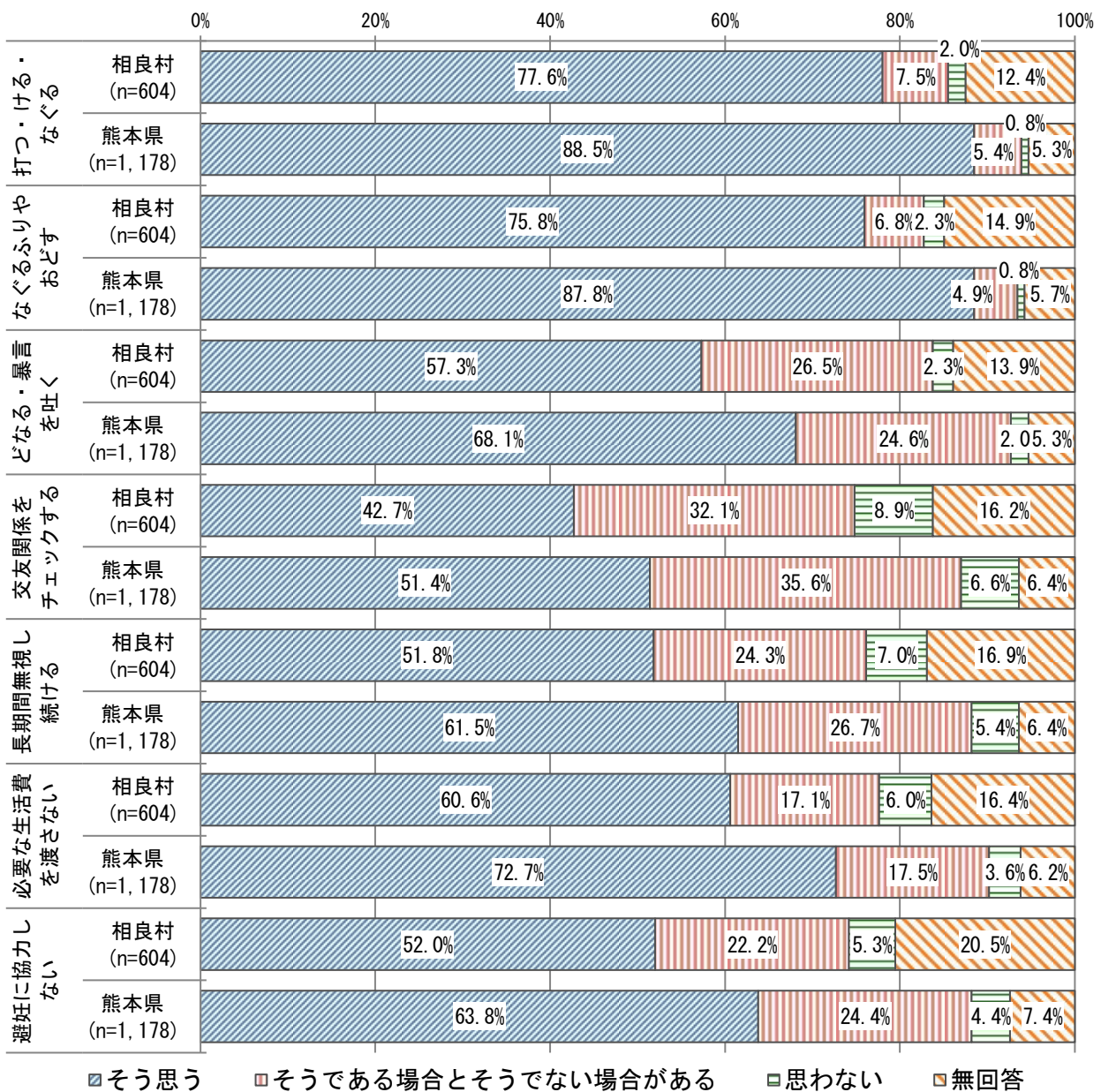
(ア) DVに対する自認度

それぞれの行為に対して、それがDV（ドメスティック・バイオレンス）になりうると認識しているかについて分野別でみると、すべての分野で「そう思う」が4割を超えています。

特に、「打つ・ける・なぐる」、「なぐるふりやおどす」など身体的な暴力については7割台の人が「そう思う」と回答しています。

また、熊本県と比較すると、相良村はすべての項目で熊本県よりも「そう思う」の割合が低くなっており、いずれの行為も「DVになりうる」という認識がやや低いことがうかがえます。

■ DVに対する自認度（県と比較）

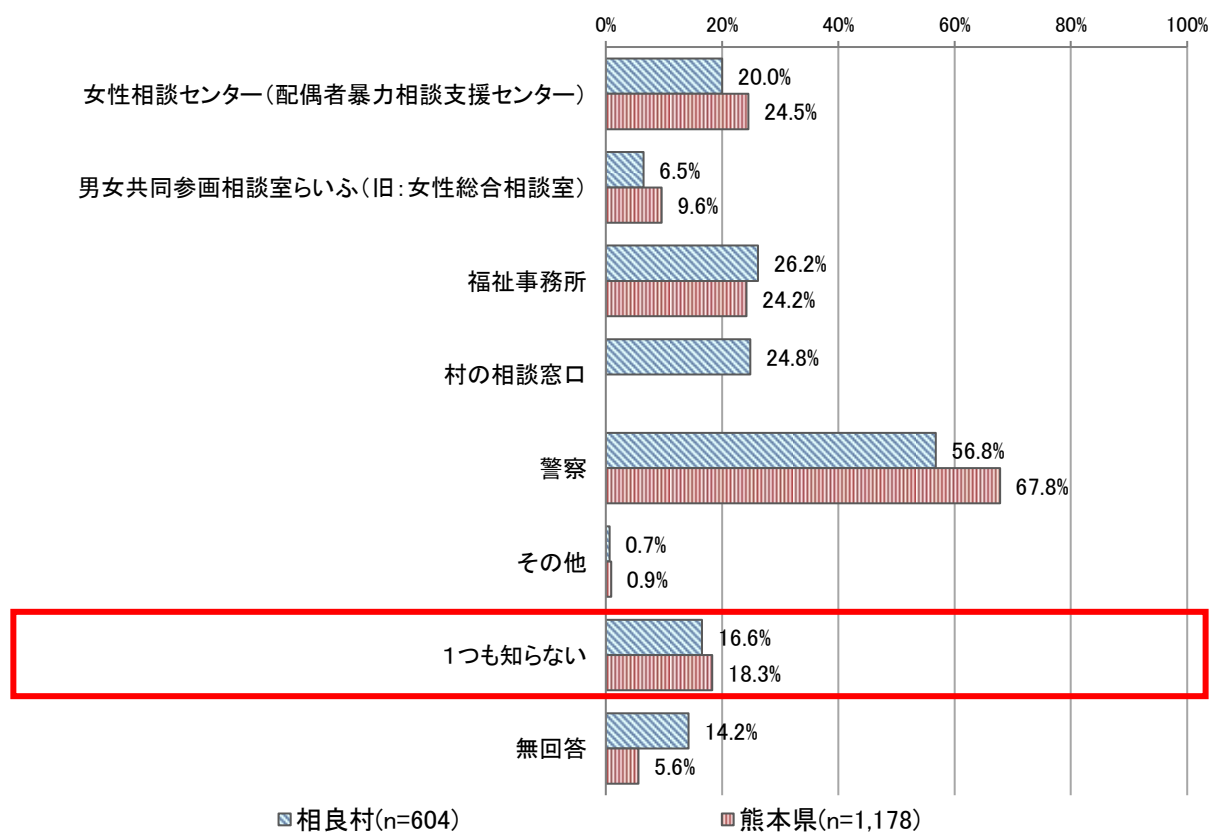


(イ) DVに関する相談機関の認知状況

DVに関する相談機関の認知状況について、「警察」と回答した人の割合が56.8%と最も高く、次いで「福祉事務所」が26.2%、「村の相談窓口」が24.8%となっています。

また、「1つも知らない」回答者が16.6%存在しています。

■DVに関する相談機関の認知状況（県と比較）



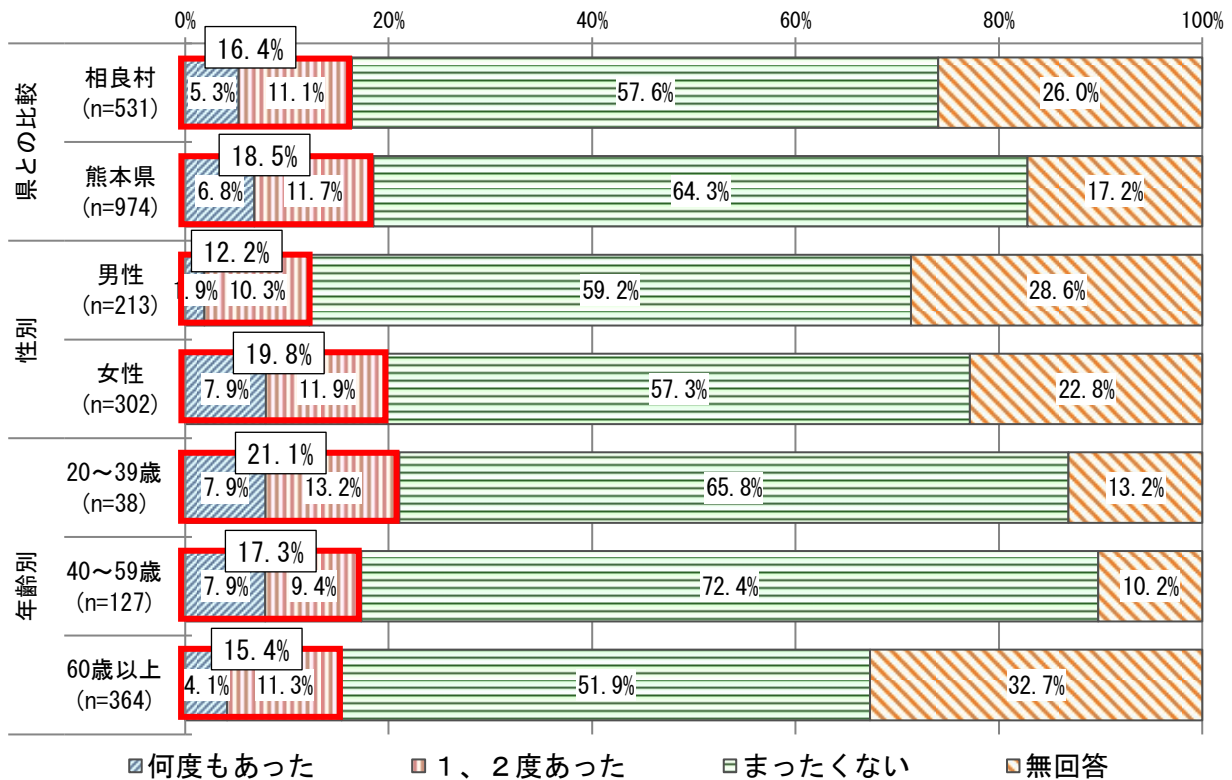
(ウ) DVの被害経験

『DVの被害経験がある』（「何度もあった」と「1、2度あった」の合計）が16.4%、「まったくない」が57.6%となっています。

『DVの被害経験がある』について、男女別で見ると、男性が12.2%、女性が19.8%と、女性が7.0ポイント上回っています。「何度もあった」については、女性が6.0ポイント上回っています。

年齢別で比較すると、20～39歳の層が21.1%と最も高くなっています。

■ DVの被害経験（県との比較 男女別 年齢別比較）



(エ) DV被害者の相談状況

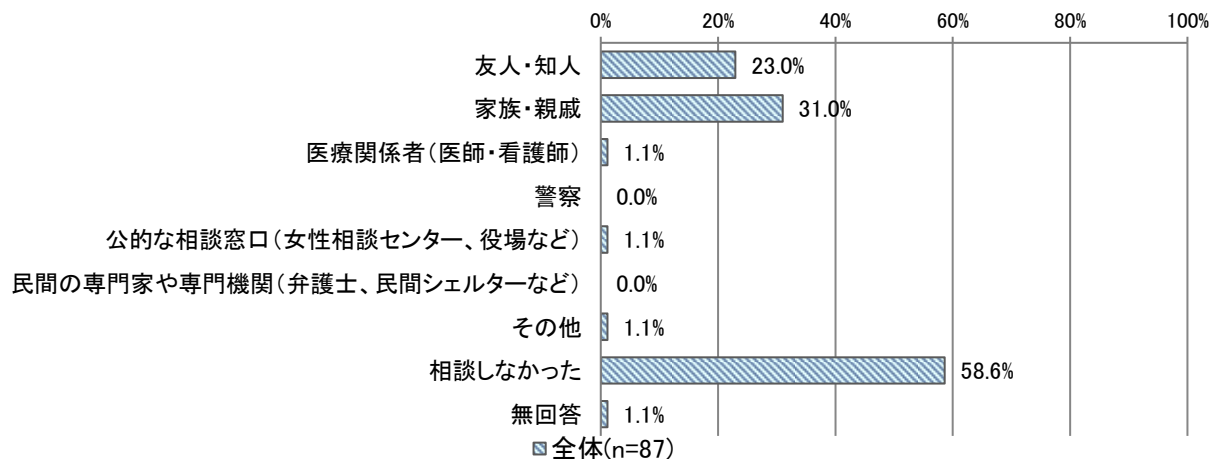
DV被害の相談相手については、「家族・親戚」が31.0%、「友人・知人」が23.0%となっています。

また、その他の相談先は少数となっており、「相談しなかった」が58.6%となっていることから、村民への相談窓口の周知と、安心して利用できる環境づくりが求められます。

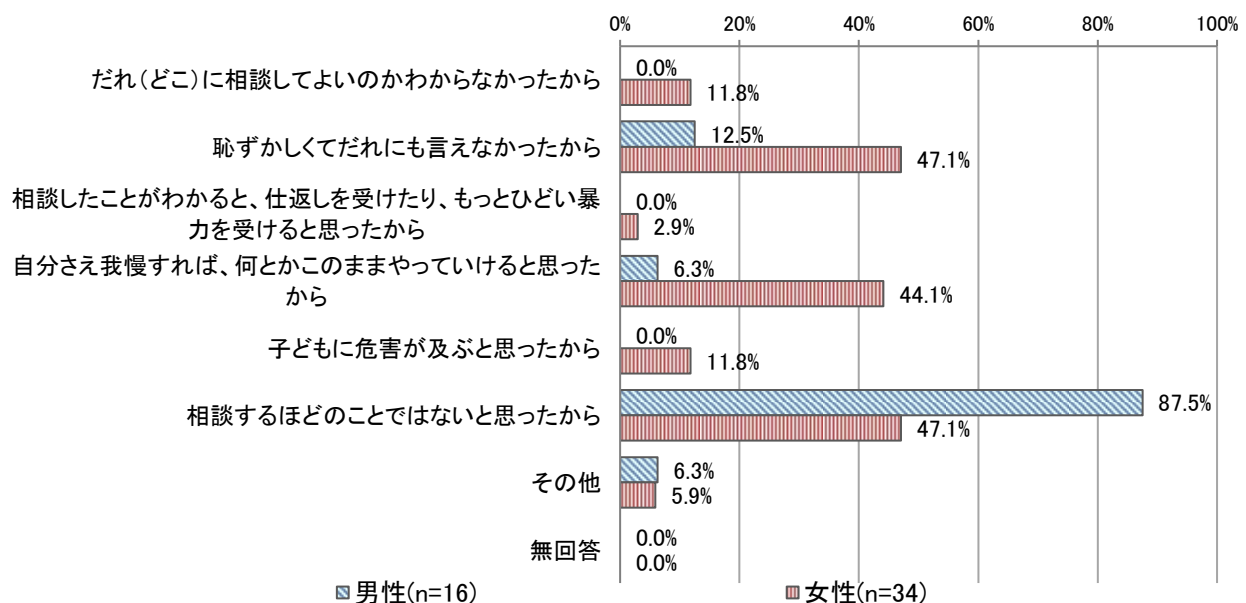
DV被害者が相談しなかった理由について男女別で見ると、男性では「相談するほどのことではないと思ったから」が、女性では、「相談するほどの事ではないと思ったから」と「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が、それぞれ最も高くなっています。

女性では、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから」についても高く、また「だれ(どこ)に相談してよいのかわからなかったから」、「子どもに危害が及ぶと思ったから」についても回答があります。

■ DV被害を受けた時の相談相手



■ DV被害者が相談しなかった理由(男女別比較)



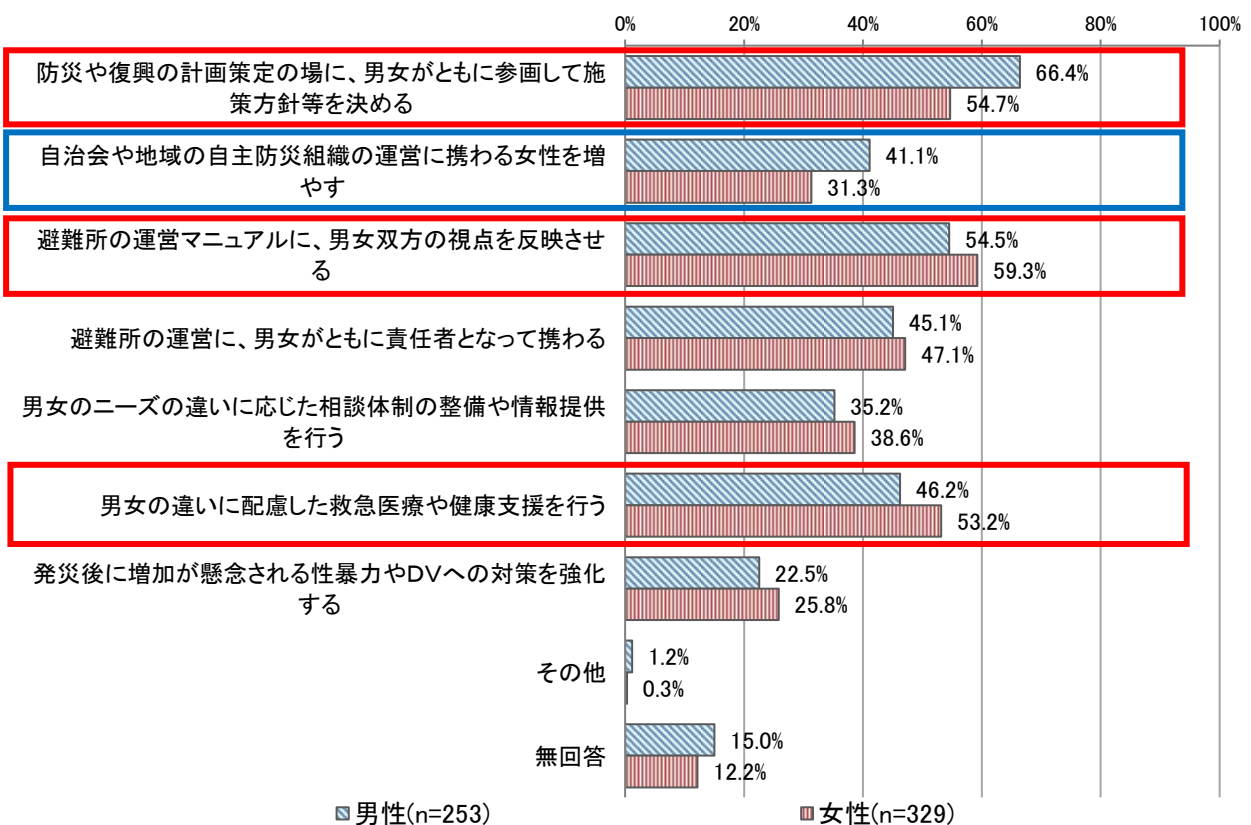
⑥男女共同参画の推進

(ア) 大規模災害に備え男女共同参画の視点から見た必要な取組

大規模災害に備えた防災対策に対して男女共同参画の視点から必要であると考えられる取組について男女別で見ると、男女ともに、「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を決める」、「避難所の運営マニュアルに、男女双方の視点を反映させる」、「男女の違いに配慮した救急医療や健康支援を行う」が上位3位以内となっています。

男女間で差の大きい項目についてみると、「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針等を決める」と「自治会や地域の自主防災組織の運営に携わる女性を増やす」について、男性が女性を大きく上回っていることから、男性側は男女がともに自治会や地域の組織運営や計画策定の場に参画して施策方針等を決めることに対して、より積極的であることがうかがえます。

■大規模災害に備え男女共同参画の視点から見た必要な取組（男女別比較）

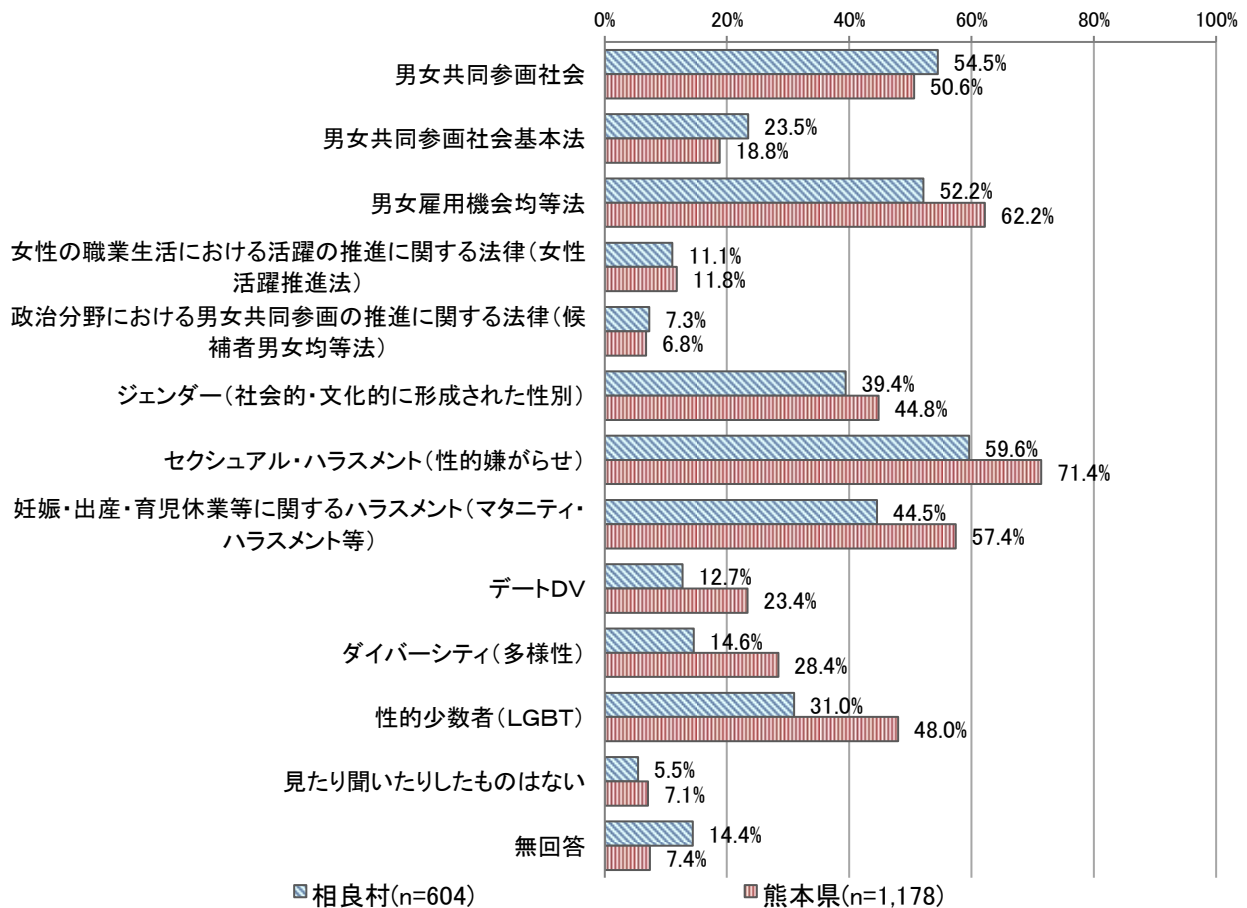


(イ) 男女共同参画に関する用語の認知度

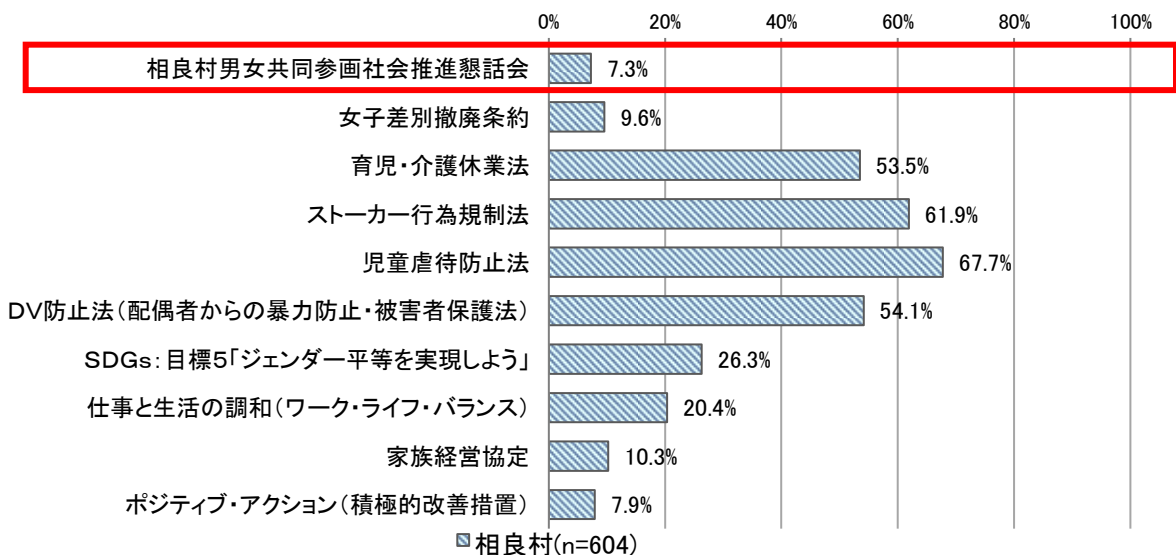
男女共同参画に関する用語の認知度については、熊本県と比較可能な多くの項目で県よりも認知度が低い状態となっています。

また、相良村の男女共同参画推進のための場である相良村男女共同参画社会推進懇話会については、7.3%と認知度が低い状態となっています。

■男女共同参画に関する用語の認知度（県と比較可能な項目）



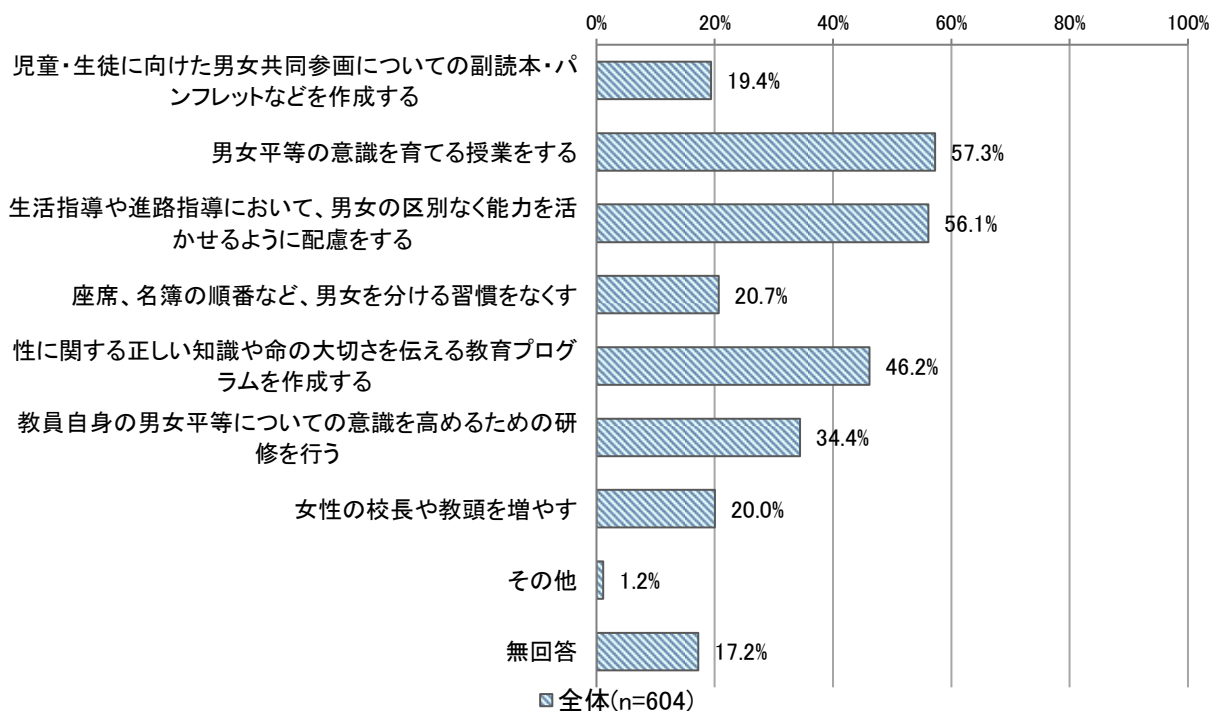
■男女共同参画に関する用語の認知度



(ウ) 学校教育の分野での男女共同参画推進に必要な取組

学校教育での男女共同参画の推進に必要な取組については、「男女平等の意識を育てる授業をする」が最も高く、次いで「生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮する」、「性に関する正しい知識や命の大切さを伝える教育プログラムを作成する」となっています。

■ 学校教育の分野で男女共同参画推進に必要な取組



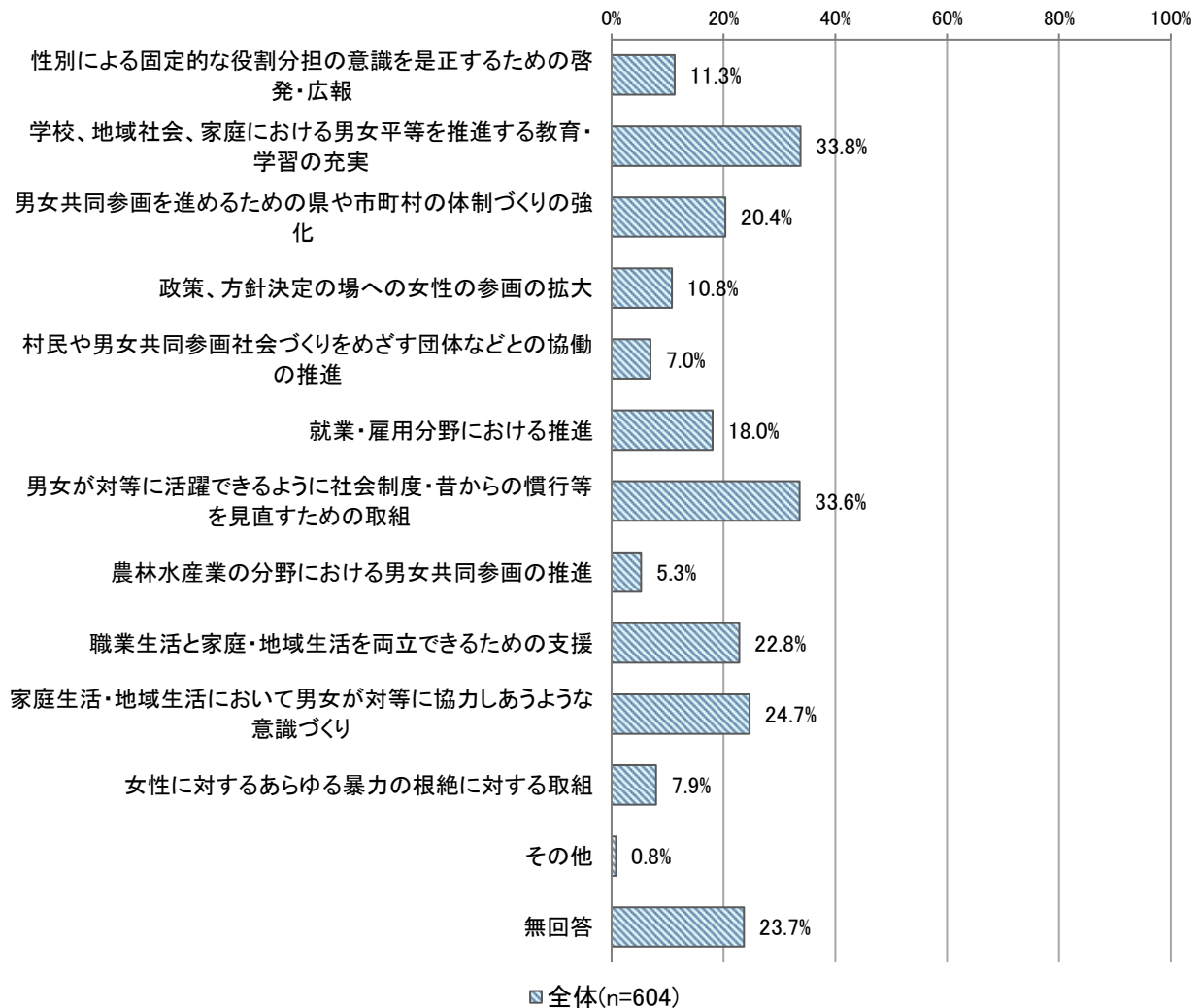
(エ) 行政が男女共同参画社会形成のために力を入れるべき施策

行政が男女共同参画社会形成のために力を入れるべき施策については、「学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実」が最も高く、次いで「男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組」、「家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり」となっています。

女性では、「家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり」についても、29.5%と高くなっています。

年齢別でみると、生産年齢人口の主たる20～39歳、40～59歳の層では、「職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援」がそれぞれ3位までに入っています。

■ 行政が男女共同参画社会形成のために力を入れるべき施策



	1位	2位	3位
全体 (n=604)	学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実 33.8%	男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組 33.6%	家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり 24.7%
男性 (n=253)	男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組 34.8%	学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実 32.0%	男女共同参画を進めるための県や市町村の体制づくりの強化 21.3%
女性 (n=329)	学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実 36.8%	男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組 35.0%	家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり 29.5%
20～39歳 (n=62)	学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実 38.7%	職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援 35.5%	男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組 家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり 32.3%（同順）
40～59歳 (n=152)	男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組 42.1%	学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実 37.5%	職業生活と家庭・地域生活を両立できるための支援 25.0%
60歳以上 (n=382)	学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実 32.2%	男女が対等に活躍できるように社会制度・昔からの慣行等を見直すための取組 31.2%	家庭生活・地域生活において男女が対等に協力しあうような意識づくり 25.1%

※「全体」の1位にあたる項目を赤色で、2位にあたる項目を緑色で、3位に当たる項目を黄色で、それぞれ塗りつぶしている。

(3) 中学生向け意識調査結果概要

①男女平等について

(ア) 男女の地位の平等感

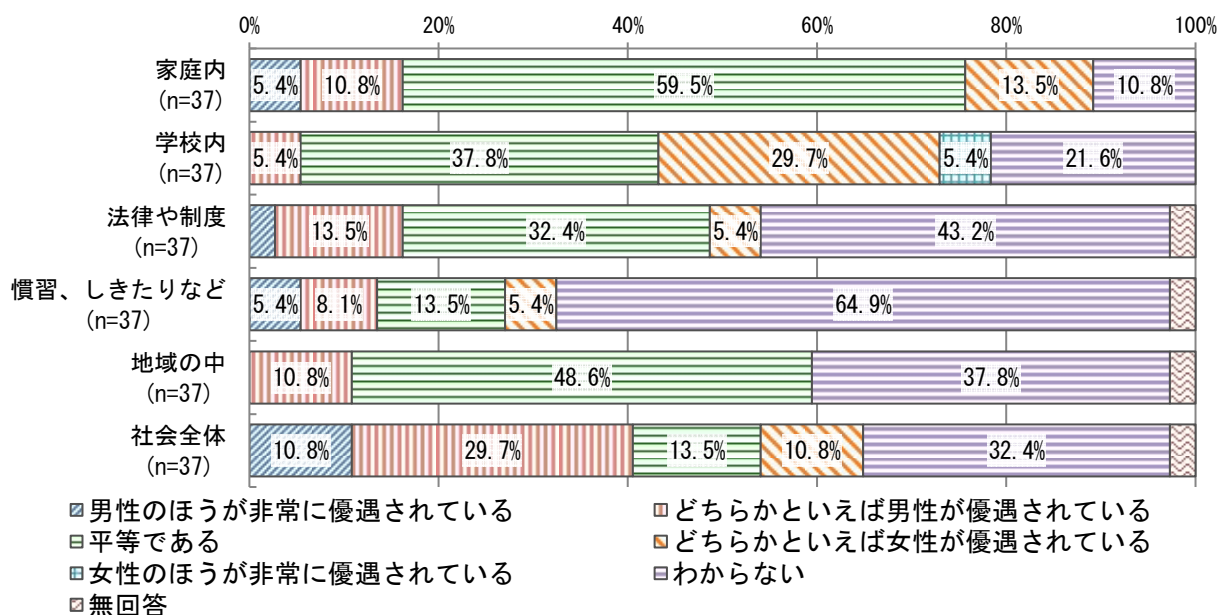
男女の地位の平等感について、分野ごとにそれぞれ最も高い選択肢をみると、「社会全体」では『男性が優遇されている』（「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」の合計）が、「法律や制度」、「慣習、しきたりなど」では「わからない」が、それ以外の3項目では「平等である」が最も高くなっています。

「社会全体」では、『男性が優遇されている』が『女性が優遇されている』を大きく上回り、「平等である」についても低くなっています。

家庭の中では男女平等が進んでいると感じる一方で、社会全体では男性優遇の場面が多いと感じているとみられます。

また、4つの項目で「わからない」が3割以上となっています。

■男女の地位の平等感（全体）



分野	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない
家庭内	16.2%	59.5%	13.5%	10.8%
学校内	5.4%	37.8%	35.1%	21.6%
法律や制度	16.2%	32.4%	5.4%	43.2%
慣習、しきたりなど	13.9%	13.5%	5.4%	64.9%
地域の中	10.8%	48.6%	0.0%	37.8%
社会全体	40.5%	13.5%	10.8%	32.4%

男女の地位の平等感について男女間で比較すると、「家庭内」を除く5分野で、「平等である」について、男性が女性を上回っています。

男女間で差が大きい分野についてみると、「学校内」では、『女性が優遇されている』が男性で28.6%、女性で43.8%と、女性が男性よりも、学校では『女性が優遇されている』と感じています。

「法律や制度」では、『男性が優遇されている』が男性で4.8%、女性で31.3%と、『男性が優遇されている』と感じる女性の割合が男性よりも高くなっています。

また、複数の項目で「わからない」が5割以上となっています。

■男女の地位の平等感（男女間の比較）

分野	性別	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない
家庭内	男性	19.0	52.4	14.3	14.3
	女性	12.5	68.8	12.5	6.3
学校内	男性	4.8	52.4	28.6	14.3
	女性	6.3	18.8	43.8	31.3
法律や制度	男性	4.8	52.4	4.8	38.1
	女性	31.3	6.3	6.3	50.0
慣習、しきたりなど	男性	9.5	19.0	9.5	57.1
	女性	18.8	6.3	0.0	75.0
地域の中	男性	9.5	57.1	0.0	28.6
	女性	12.5	37.5	0.0	50.0
社会全体	男性	38.1	19.0	9.5	28.6
	女性	43.8	6.3	12.5	37.5

(イ)「男だから」「女だから」と言われた経験について

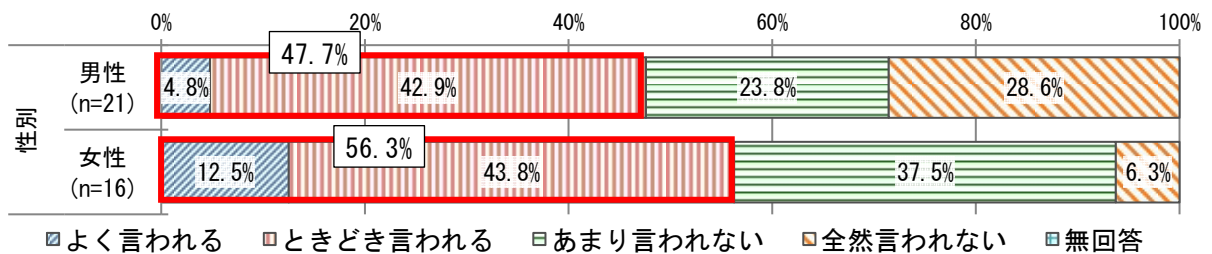
「男だから、女だから〇〇しなさい」と言われた経験の有無について男女別でみると、男性の47.7%、女性の56.3%が『言われる』（「よく言われる」と「ときどき言われる」の合計）と回答しています。

また、「全然言われぬい」について男性では28.6%、女性では6.3%と22.3ポイントの差があり、女性のほうが「女だから〇〇しなさい」と言われた経験が多いことがうかがえます。

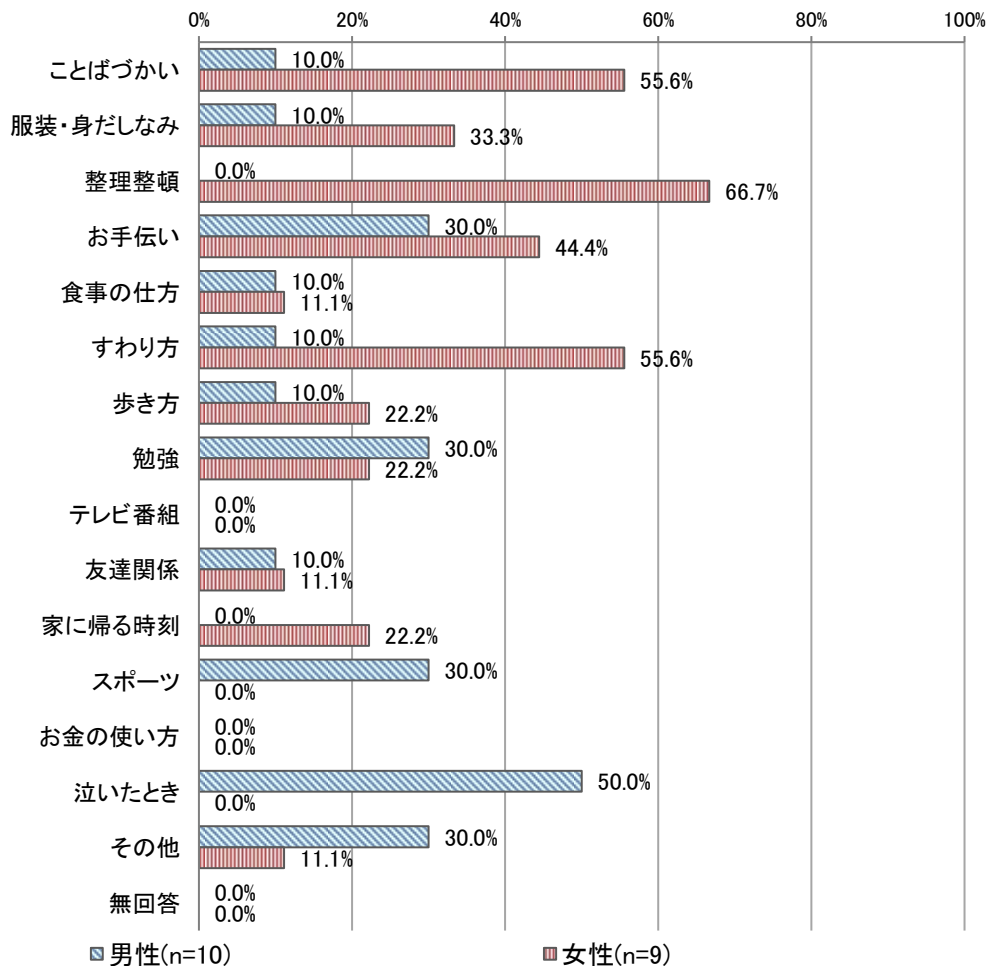
言われた内容については、男性では「泣いたとき」が最も高く、次いで「お手伝い」、「勉強」、「スポーツ」、「その他」、女性では「整理整頓」が最も高く、次いで「ことばづかい」、「すわり方」となっています。

言われた内容について、8項目で女性が男性を上回っています。

■「男だから、女だから」と言われた経験について



■「よく言われる」、「ときどき言われる」人の言われた内容



②男女の関係について

男女の関係に対する色々な考えに賛同するかについて男女別でみると、「男性も女性もお互いを思いやる方がよい」という考えについては、男女ともに全員が『そう思う』（「そう思う（賛成）」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答し、「女性は男性に従った方がよい」という考えについては、男性の95.2%、女性の100.0%が『そう思わない』（「そう思わない（反対）」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）と回答しています。

これからの男女のあり方については、「男女とも経済的に自立できるようになるのがよい」、「男女とも家事ができるようになるのがよい」、「性別にかかわらず個性に応じて生きていくのがよい」の3項目については、男女ともに『そう思う』が8割以上となっています。

■男女の関係やあり方について

項目		性別	そう思う 「そう思う（賛成）」＋ 「どちらかといえば そう思う」	そう思わない 「そう思わない（反 対）」＋「どちらかとい えばそう思わない」
男女の 関係に ついて	男性も女性も お互いを思いやる方がよい	男性	100.0%	0.0%
		女性	100.0%	0.0%
	女性は男性に 従った方がよい	男性	4.8%	95.2%
		女性	0.0%	100.0%
	男性は強く、 女性は控えめな方がよい	男性	19.1%	81.0%
		女性	0.0%	87.6%
これからの 男女の あり方	男女とも経済的に 自立できるようになるのがよい	男性	90.4%	0.0%
		女性	87.6%	0.0%
	男女とも家事ができるように なるのがよい	男性	95.2%	4.8%
		女性	81.3%	12.6%
	男は男らしく、女は女らしく 生きていくのがよい	男性	33.3%	61.9%
		女性	0.0%	87.6%
	性別にかかわらず個性に応じて 生きていくのがよい	男性	85.7%	14.3%
		女性	100.0%	0.0%

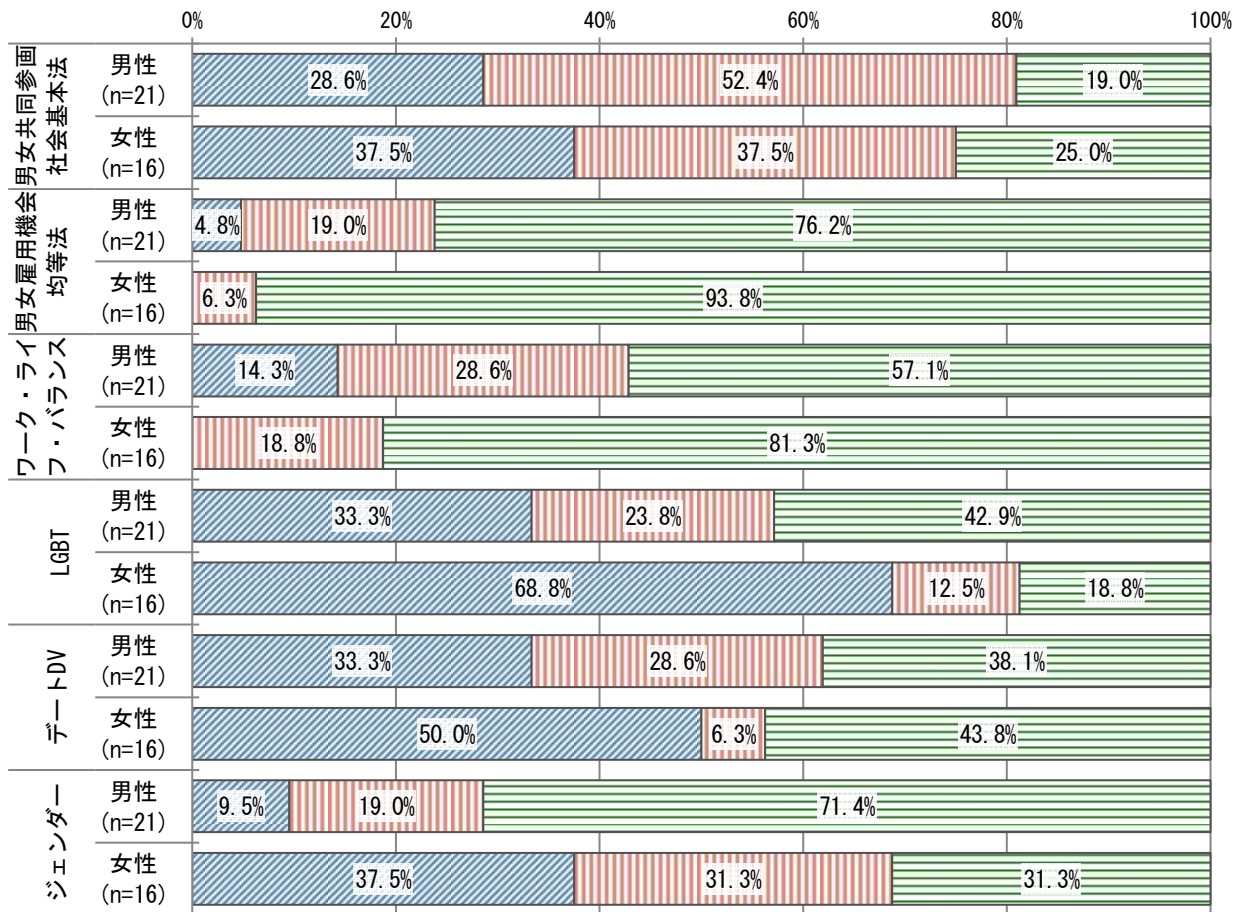
③男女共同参画について

(ア) 男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語について、「言葉も内容も知っている」割合を男女別でみると、男性ではすべての項目で4割未満、女性では、「LGBT」が68.8%、「デートDV」が50.0%、残りの4項目については4割未満となっています。

全体として、「言葉も内容も知っている」割合が5割以下の項目が多くなっています。

■男女共同参画に関する用語の認知度



■言葉も内容も知っている □言葉は知っているが内容は知らない ▨言葉も内容も知らない ■無回答

(イ) 男女が平等になるために重要なこと

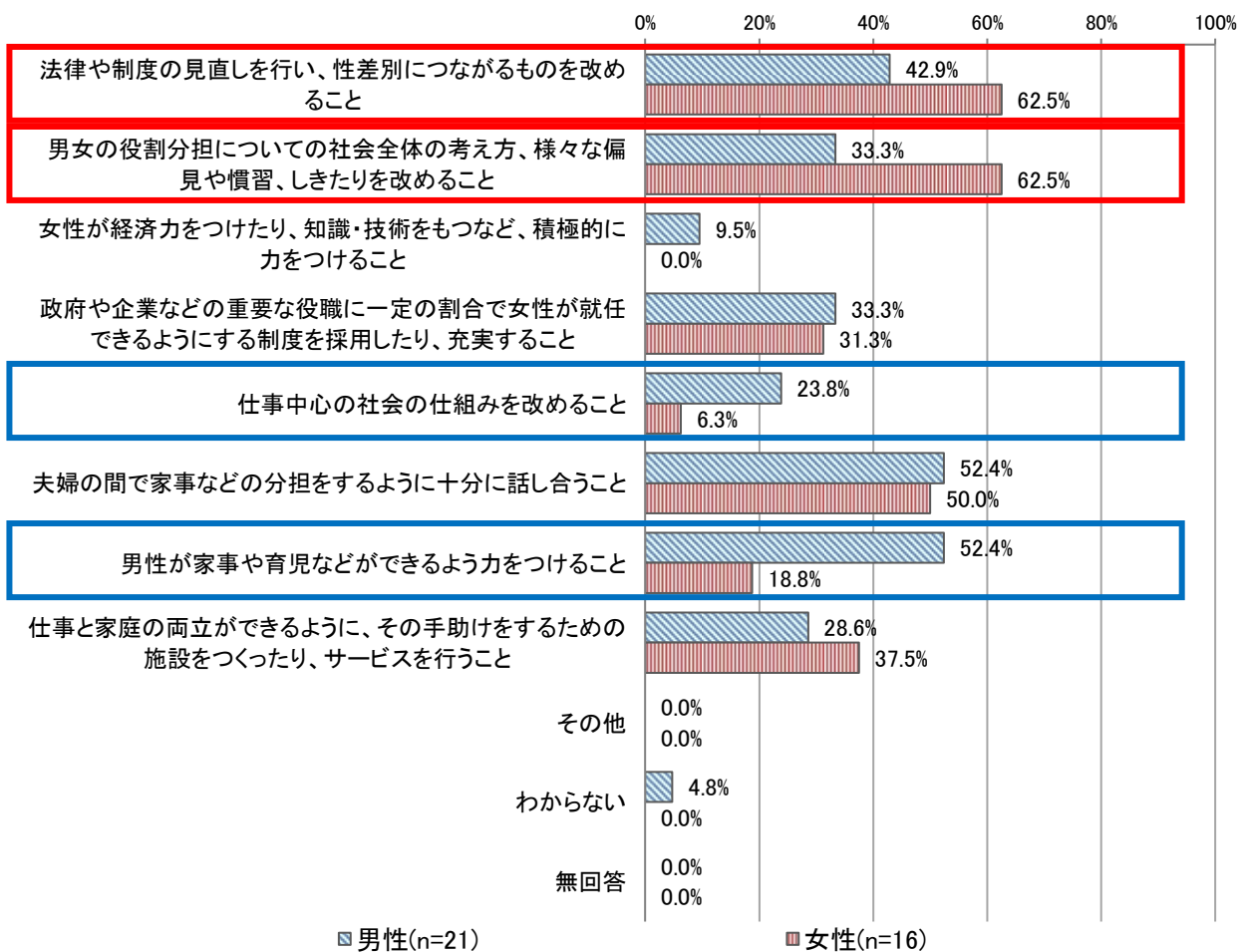
男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なことについて男女別でみると、男性では、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」、「男性が家事や育児などができるよう力をつけること」が最も高くなっています。

女性では、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改めること」、「男女の役割分担についての社会全体の考え方、様々な偏見や習慣、しきたりを改めること」が最も高くなっています。

男女間で差がある項目についてみると、「仕事中心の社会の仕組みを改めること」、「男性が家事や育児などができるよう力をつけること」について、男性が女性を大きく上回っています。

また、「法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改めること」、「男女の役割分担についての社会全体の考え方、様々な偏見や習慣、しきたりを改めること」について女性が男性を大きく上回っています。

■男女が社会のあらゆる分野で平等になるために重要なこと



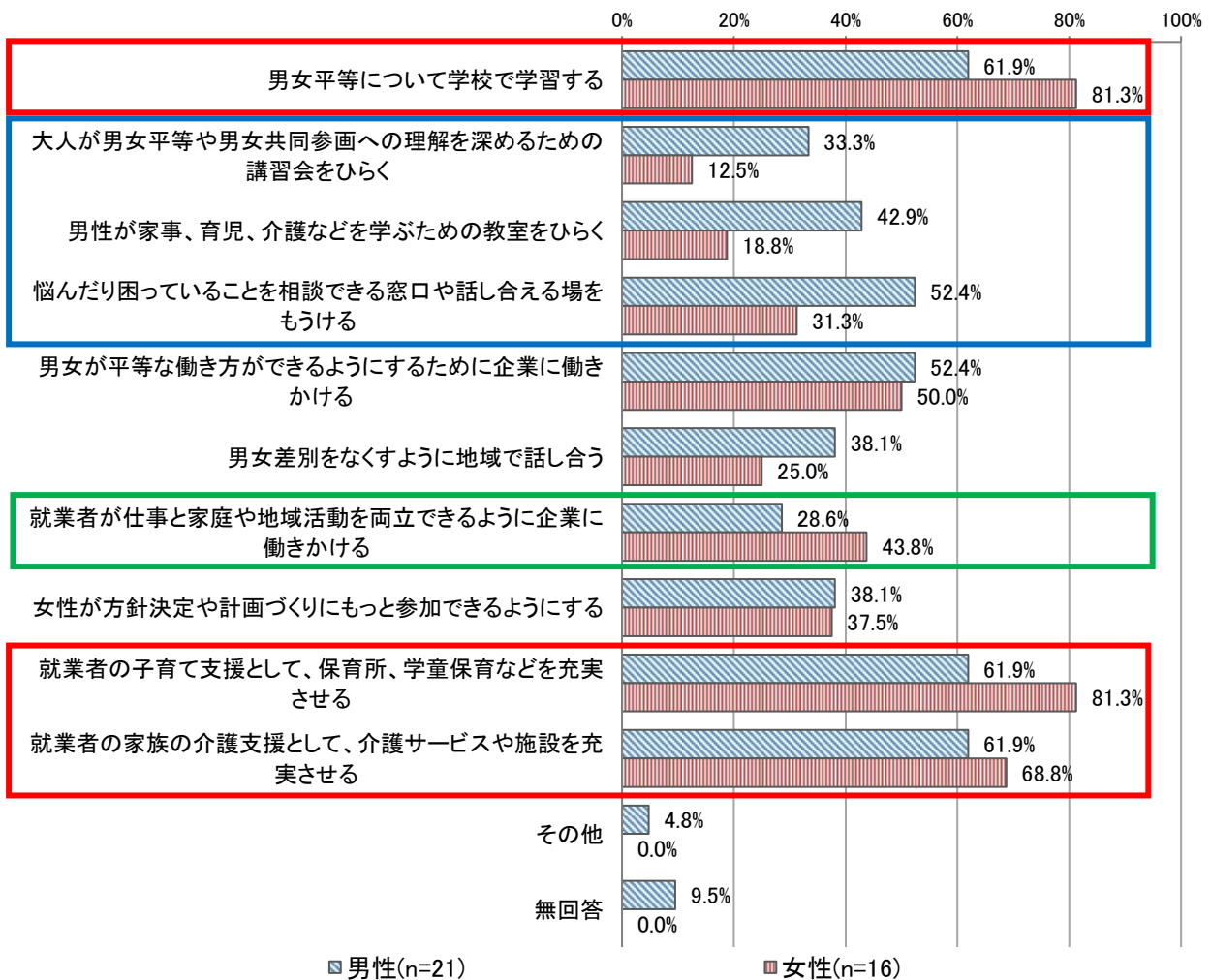
(ウ) 相良村が取り組むべきこと

男女共同参画社会の実現のために相良村が取り組むべきこととしては、男女ともに「男女平等について学校で学習する」、「就業者の子育て支援として保育所、学童保育などを充実させる」、「就業者の家族の介護支援として、介護サービスや施設を充実させる」が上位となっています。

男女間で差がある項目についてみると、「大人が男女平等や男女共同参画への理解を深めるための講習会をひらく」、「男性が家事、育児、介護などを学ぶための教室をひらく」、「悩んだり困っていることを相談できる窓口や話し合える場をもうける」について、男性が女性を20ポイント以上上回っています。

また、「男女平等について学校で学習する」、「就業者の子育て支援として、保育所、学童保育などを充実させる」、「就業者が仕事と家庭や地域活動を両立できるように企業に働きかける」について、女性が男性を15ポイント以上上回っています。

■男女共同参画社会の実現のために相良村が取り組むべきこと



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本計画は、男女の人権を尊重し豊かで活力ある社会を実現することの重要性を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する施策を定め、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するものです。

このことから、計画の基本理念を、国の男女共同参画社会形成に関する根幹である男女共同参画社会基本法に沿って以下のとおり定めます。

基本理念1 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

基本理念3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

基本理念4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

基本理念5 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

2. 計画の基本目標

一人ひとりが尊重され、 自分らしく生きられるむら

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。この男女共同参画社会の実現は、お互いに権利を尊重しあい、性別に関わりなく、個人の意思によってさまざまな場に参加し、個性と能力を発揮することで、誰もが自分らしく生きることができる社会を意味します。

相良村においては、これまで、相良村男女共同参画社会推進懇話会を中心に男女共同参画を推進してきました。しかし、近年、人口減少社会や少子高齢化等により、家族のあり方や個人の価値観やライフスタイルが多様化していることに加え、大規模災害の発生や世界規模の感染症が流行するなど、私たちを取り巻く社会や地域の状況も大きく変化してきています。また、相良村内では、男女共同参画に関する周知・啓発や、家庭や地域で男女が協力し合う意識づくり、地域の中に残る固定的な役割意識やそれに基づく慣習・しきたりをより望ましい方向へ向けるためのさらなる取組などが求められています。これらの状況を踏まえ、現状に即した施策を総合的に推進することで、男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

この度、相良村男女共同参画計画（第2次）を策定するにあたり、「一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら」を計画の基本目標としました。この基本目標の下に、男女共同参画に関する取組を推進し、すべての人がお互いに思いやる心を持ち相手を尊重することで、住民の誰もが自分の希望する場で自分らしく活躍でき、いきいきと暮らせるむらづくりを推進します。

3. 計画の重点目標

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画について学び、人権を尊重する意識を持つことが重要となります。男女共同参画についての正しい理解を促進するための周知・啓発や、男女共同参画教育を推進し、男女共同参画に対する認識を深め、すべての人の人格と権利を尊重する意識の向上を図ります。

重点目標2 男女が共に参画する社会づくり

施策・方針決定過程への女性の参画の推進、家庭への男性の参加促進、地域での男女共同参画の推進など、様々な場面での男女共同参画を推進し、男女が共にあらゆる分野に参画し活躍する社会づくりに努めます。

重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり

誰もがその個性と意思のもとに能力を発揮し活躍するためには、心身共に健康であることと安定した生活を送ることが前提となります。

生涯を通じた心と体の健康づくりを推進するとともに、妊娠や出産といった性別特有の健康上の問題があることを踏まえ、性別や年齢を超えた幅広い支援の充実に努めます。

様々な事情や課題を抱えた人も含めすべての人が安心して暮らせるように、生活環境の整備を図ります。

重点目標4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

活力ある社会の構築のためには、男女が共に仕事と生活が調和し、自分に合った働き方ができる環境づくりが重要となります。女性の活躍を支える環境の整備、仕事と家庭・地域生活の両立支援、働く場における男女共同参画など、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶

男女の人権の尊重は男女共同参画の基本的事項であり、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）をはじめとする暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で達成すべき重要な課題となります。暴力の未然防止や早期発見のための教育・啓発の推進や発生時の相談・支援体制の充実に努め、あらゆる暴力の根絶を目指します。

4. 施策の体系

一人ひとりが尊重され、自分らしく生きられるむら

重点目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進
- (2) 男女共同参画教育の推進

重点目標 2 男女が共に参画する社会づくり

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- (2) 家庭における男女共同参画の推進
- (3) 地域における男女共同参画の推進
- (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

重点目標 3 健康で安心して暮らせるむらづくり

- (1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進
- (2) 誰もが安心して暮らせる生活環境の整備

重点目標 4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

【相良村女性の活躍推進計画】

- (1) 女性の活躍を支える環境の整備
- (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援
- (3) 働く場における男女共同参画の推進

重点目標 5 男女におけるあらゆる暴力の根絶

【相良村DV防止基本計画】

- (1) 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進
- (2) 相談・支援体制の充実

第4章 具体的な取組

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、性別や立場に関わらず人を尊重する意識づくりが重要であり、そのためには男女共同参画や人権に関する継続的な周知・啓発や、研修・学習等の推進が不可欠となります。

令和3年6月に実施した「男女共同参画に関する村民意識調査結果（以下「村民意識調査」という。）」では、各分野での男女の地位の平等感（P22 参照）について、政治、社会通念等、地域活動、社会全体の分野で、男性が優遇されていると感じる人が多いことや、村が力を入れるべき施策（P39 参照）として、学校、地域社会、家庭における男女平等を推進する教育・学習の充実が上位に挙げられていることから、男女平等・男女共同参画に関する周知・啓発や教育の推進が求められます。

学校教育については、「男女共同参画に関する中生意識調査結果（以下「中生意識調査」という。）」で、中学生の男女共同参画に関する用語の認知度（P45 参照）について、多くの項目で認知度が5割以下となっていることや、村民意識調査で、学校教育で必要な取組（P38 参照）について、男女平等の意識を育てる授業の実施や、生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を活かせるように配慮することがあげられていることから、男女共同参画に関する教育や性別にとらわれないキャリア教育の推進が求められます。

また、LGBTなど多様な性のあり方やジェンダーといった考え方についても周知・啓発を進め、正しい理解とすべての人を尊重する意識づくりが求められます。

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

【施策の基本方針】

男女共同参画や人権の尊重等に関する理解促進と意識の向上を目指し、周知・啓発や広報活動を積極的に展開します。

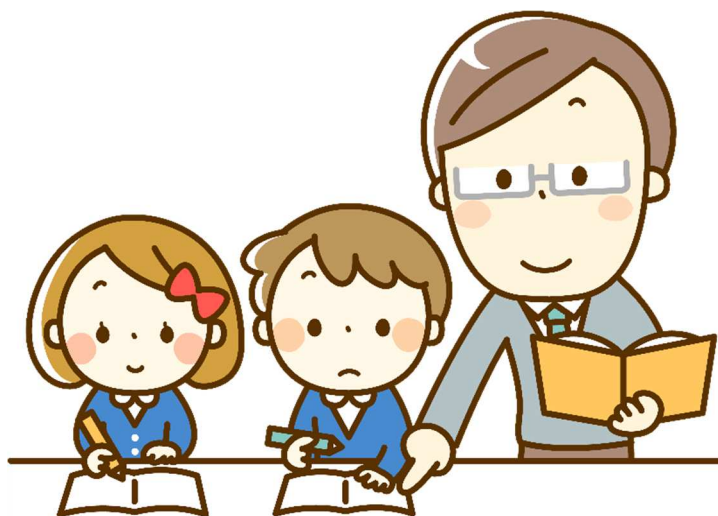
具体的な施策	取組内容	担当課
男女共同参画に関する広報・啓発	<p>広報「さがら」や村ホームページ、ポスター、リーフレットなどによる周知・広報に努め、男女共同参画に関する啓発を推進します。</p> <p>村民に対する情報発信の際には、男女共同参画の視点に立った広報を行います。</p>	総務課
様々な機会を通じた意識啓発	<p>地域の会合や研修会・講演会、生涯学習など様々な機会を通じて人権の尊重と男女共同参画に関する意識啓発を行います。</p> <p>また、LGBTに関する理解を深めるための周知・啓発を図ります。</p>	総務課
男女共同参画に関する図書・資料の収集・提供	<p>男女共同参画や人権の確立に関する教育・学習の推進のために、男女共同参画に関する図書や資料等を広く収集し、村民に提供します。</p>	総務課
村職員への研修等の実施	<p>男女共同参画についての理解を深め、各施策や業務に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。</p> <p>また、窓口対応や相談支援を行う職員が、男女共同参画の視点で適切な対応ができるように、情報提供等を行います。</p>	総務課

(2) 男女共同参画教育の推進

【施策の基本方針】

人権教育や学校向けの取組など、男女共同参画教育を推進します。

具体的な施策	取組内容	担当課
学校における男女共同参画教育の実施	次代を担う子どもたちが男女共同参画について正しく理解し、意識を育むことができるよう、男女共同参画に関する教育を推進します。	教育委員会
教職員等に対する男女共同参画研修等の推進	男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、教職員に対し、男女共同参画に関する研修等への参加を促進します。 保育士等に対し、熊本県等が実施する保育士を対象とする研修等についての周知を行います。	教育委員会 保健福祉課
人権教育・学習の推進	男女がお互いの人権を尊重する意識を持つように、様々な機会を通じた人権に関する情報提供や人権教育の充実を図ります。	総務課 保健福祉課 教育委員会
キャリア教育の推進	小中学校において、固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身につけることができるようなキャリア教育を推進します。	教育委員会
地域における男女共同参画に関する教育	男女がお互いの人権を尊重し、互いを理解し助け合うような人間形成を図るための研修機会として、自治会や小中学校等における保護者会等において家庭教育学習の実施や男女共同参画に関する情報提供を図ります。	教育委員会 保健福祉課



重点目標 2 男女が共に参画する社会づくり

現状と課題

村民意識調査から、分野ごとの男女の地位の平等感（P22 参照）について、政治や社会通念、地域活動、社会全体の分野において、男性が優遇されていると感じる人が多くみられます。

役場では、女性の管理職の登用率等の目標を定め、登用を推進、達成しています。しかし、統計データ（P16～20 参照）から、審議会等の女性委員の割合は県内平均を下回っていることや、村民意識調査結果から、自身が地域の役職に推薦された場合（P31 参照）、断ると回答している女性が約4割存在していることから、地域の各種団体での男女共同参画の推進が課題となります。また、断る理由（P31 参照）として、役職につく知識や経験がないことを理由に挙げる女性が多いことから、経験づくりのための、女性が参加しやすく意見を言いやすい場づくりなどの取組が重要となります。

また、男性側からは女性に断ることをすすめる理由（P31 参照）として家事・育児や介護に支障が出るからという理由が上がっていることから、地域活動で中心となって活動するためには、家族が活動に理解を示し、家事や育児・介護について家族の一員として協力し合う意識を持つことが重要となります。

家庭生活（P22 参照）においては男女平等であると感じる人が多いものの、女性の就業率の上昇（P12 参照）などから、家族が一層協力しよりよい家庭づくりを目指すことが重要となります。

また、世帯ごとの働き方や生活スタイルが多様化していることから、それぞれの世帯にあった家庭生活のスタイルを見つけられるよう、各種制度や相談支援等の充実が求められます。

中学生意識調査から、男女が平等になるために重要なこと（P46 参照）について、男性は働き方の改革や男性の家庭への参加を、女性は社会の仕組みや慣習を変えることが重要であると考えており、男性の家庭への参加促進や、社会や地域の男女共同参画の推進が求められます。

また、近年、大規模災害が頻発しており、本村でも、防災対策のより一層の充実・強化が求められています。非常時は、避難所での過ごし方や必要な物資等、性別によるニーズの違いが顕在化しやすく、負担につながりやすいことから、男女共同参画の視点を反映した防災対策の充実が重要となります。

村民意識調査では、男女共同参画の視点から必要な防災対策（P36 参照）として、防災や復興の計画の策定の場に男女が共に参画することや、避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させることが求められています。また、男性側は、施策方針の決定や組織の運営に女性が参加することを女性側よりも求めています。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

【施策の基本方針】

政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、より多様で多くの意見を反映させるために重要な事項となります。村が率先して審議会や管理職等への女性の登用・参画の後押しや、相良村特定事業主行動計画に基づく女性の活躍に向けた体制整備に取り組み、男女が共に方針決定に参画するむらづくりに努めます。

具体的な施策	取組内容	担当課
村の審議会等における女性委員の積極的登用	村の政策・方針決定に関わる審議会等において、女性委員の登用を積極的に進めます。	総務課 関係各課
村の管理職等への女性登用	人材育成及び女性職員の職域拡大（配置の見直し）を積極的に進め、女性の管理職等への登用を推進します。	総務課
女性のエンパワーメントを目的とした研修の充実	女性職員の資質向上とキャリア形成底上げのための研修等を充実するとともに、希望する女性職員が研修に参加できる環境を整備します。	総務課

(2) 家庭における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

よりよい家庭づくりについて、男女が共に考え、行動することは、家庭における男女共同参画の第一歩です。男女が共に家事、育児、介護等に積極的に参加するように、広報等を通じて啓発を行います。

具体的な施策	取組内容	担当課
男性の家事・育児・介護等への積極的な参加の促進	長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用に関する周知・啓発を行い、男性の家庭参画を促進します。 両親学級への両親での参加を勧奨し、父親の育児等への積極的な参加を促進します。	総務課 保健福祉課

(3) 地域における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

地域活動における方針の立案及び決定への女性の参画や、地域活動での男女の協力を促進するため、地域における各種活動を支援するとともに、人材育成に努めます。

具体的な施策	取組内容	担当課
様々な分野における企画立案・方針決定の場への女性の参画促進	地区会や地域づくりなど、地域のあらゆる分野における企画立案、方針決定に男女が共に参画できるように、女性の登用を積極的に推進します。	総務課 関係各課
地域活動に携わる人材の育成	女性の意見を取り入れ、反映することができるように、女性の参画拡大や地域のリーダーとなる人材の発掘・育成を推進します。	総務課
男女の共同参画の視点を生かした地域づくり	各種団体等への支援やネットワークづくり、地域コミュニティの活性化など男女が手を携えた各種活動を支援します。	総務課 関係各課
女性が主体となる場の活動支援	女性が主体となる団体の活動支援を行います。 また、女性みのワークショップや会合など、女性が積極的に発言したり活動する機会を創出します。 その際には、主体的に活動する経験が少ない女性でも気軽に参加できる小規模な場を設けるなど、より活動しやすい場となるよう配慮し、活動経験を重ねられるよう取り組みます。	総務課 関係各課

(4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

令和2年7月豪雨などの経験を踏まえて、男女共同参画の視点を反映した地域防災力向上のために、災害発生から応急対応、復旧・復興及び防災の各段階で、男女が災害から受ける影響の違いなど、男性と女性の両方の視点を反映した対策の充実を推進します。

また、防災対策の方針決定の場や地域の防災組織等への女性の積極的な参加を促進します。

具体的な施策	取組内容	担当課
安心して避難できる避難所環境の整備	授乳室、更衣室の必要性や女性用品の供給等、避難時の男女のニーズの違いを踏まえた設備や、ポスター掲示等による避難所における性暴力の発生防止など、男女が共に安心して過ごせる避難所のあり方の検討と、避難所環境の整備を行います。	総務課 関係各課
防災や復興に関する計画等での男女共同参画	地域防災計画、復興計画、防災対策、避難所運営など、平常時の備え・初動段階・避難生活及び復旧・復興の各段階において男女双方の意見を反映し、災害対策における男女共同参画を推進します。	総務課
防災組織等への女性の参加促進と人材育成	地域の防災力の向上を図るため、各地区の自主防災組織への女性の参加を促進します。 また、地域防災の中心となって活躍する女性を増やすために、村内の自主防災組織に対して、地域防災リーダー資格取得支援によるリーダー育成や研修、講演会の開催など、人材の育成を推進します。	総務課
女性消防隊活動の推進	女性の持つ能力を生かし、住民を対象とした防火・防災・応急手当等の指導及び啓発活動などの活動を促進します。 また、活動周知や隊員が参加しやすい活動に配慮し、女性の入隊を推進します。	総務課

重点目標3 健康で安心して暮らせるむらづくり

現状と課題

男女が生涯にわたって心身ともに健康で充実した生活を送ることは、誰もが個性と能力を發揮し活躍する男女共同参画社会の実現に必要な基本的な要件です。あらゆる人が健康な生活を送ることができるむらづくりのために、性別や年齢の違いを踏まえた多様な健康増進施策の推進と、安定・安心して暮らせる環境づくりが重要となります。

特に、女性は妊娠や出産など、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。そのため、女性が、妊娠や出産を自分で選択する権利があるという、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」は、国際的に女性の重要な権利の一つとされており、本村においても、これまで以上に女性の健康を様々な面からケアするとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する周知・啓発など、女性の健康施策を総合的・横断的に推進することが求められます。

また、女性は就労上男性よりも不利な立場にあり、経済的に困窮するリスクが高い状況にあります。全国的に、高齢期の女性の貧困が社会問題となっていることから、生活困窮者に対する支援も重要な課題となります。

障がい者や外国人等が、それぞれ抱える困難に加えて、女性であることによって更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることから、あらゆる人が安心して暮らせる環境の整備が重要となります。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスとは、1994年に国際・人口開発会議で定義づけされた概念で、カップルと個人が、安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数や出産する時期を自由に決める「選択の自由」を持ち、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、選択の自由に加え、そのための健康の享受とそれに関する情報や手段を得る権利があるという考えです。

今日、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、世界的に、女性の重要な権利の一つと認識されており、この考えに基づき、安全な妊娠のための健康の保持及び広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すこととされています。

参考 外務省ホームページ、厚生労働省ホームページより

(1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

【施策の基本方針】

男女が生涯にわたって健康な生活を送る上で、性差や年齢によって異なる健康上の問題があることから、ライフステージや性差に応じた適切な健康の保持増進に努めます。

特に、女性は男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意し、支援の充実や、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に関する周知を行い、理解を推進します。

具体的な施策	取組内容	担当課
性差等を踏まえた健康の保持・増進	性差・年代に応じた健康教育、健康相談、各種健診（検査）、医療等の充実を図り、心身の健康の保持・増進に努めます。 女性の思春期、妊娠・出産期、高齢期等の各段階に応じた健康の保持・増進のための支援に努めます。 男性の肥満・喫煙・飲酒等の健康指数や、長時間労働等に対する健康づくり支援を行います。	保健福祉課
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及を推進します。	保健福祉課



(2) 誰もが安心して暮らせる生活環境の整備

【施策の基本方針】

相談や支援等の充実に努め、複合的に困難な状況に置かれている人なども含めあらゆる人が家庭や地域で安心して暮らせる生活環境の整備を推進します。

具体的な施策	取組内容	担当課
誰もが安心して暮らせる環境の整備	高齢者、障がい者、子どもや子育て家庭など、不利な状況に置かれやすい人への支援策や相談支援を充実し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取り組みます。	保健福祉課
就労の支援	経済的に困窮している人への支援として、ハローワーク等と連携し、就労支援制度や求人情報を提供します。 また、ライフステージごとの就業ニーズに応じた職業訓練や就労相談を実施します。	総務課
医療・介護保険サービス、障害福祉サービスの充実	高齢者や障がいのある人が安心して生活できるように、医療・介護保険サービス、障害福祉サービス等の充実を図ります。	保健福祉課
誰もが安全に利用できる施設の整備の推進	高齢者、障がい者、妊婦など、あらゆる人が、自分の意思で自立して活動し、地域に積極的に参加できるように、公共空間でのバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。	総務課 建設課



重点目標 4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり

【相良村女性の活躍推進計画】

現状と課題

全国的に、結婚後も仕事を続ける女性が増加し、女性が結婚や出産を機に離職し、育児が落ち着いた時期に再び就職するいわゆるM字カーブは解消されつつあります。しかし、その就業内容をみると、正規雇用労働者の比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」が新たな課題となっています。この原因は、一度は正規雇用で働くも、結婚、出産後に、育児等との両立のために非正規雇用を選択する女性が多く存在するためと考えられます。

非正規雇用は、勤務時間等の融通がききやすく多様な働き方の中で重要な選択肢である一方で、長期的なキャリア形成や能力の発揮の阻害、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間格差の一因になっているという指摘もあります。そのため、正規雇用を希望する女性が正規雇用を継続できるような取組が求められます。

本村では、国勢調査（P12～14参照）から、女性の就業率が高く、共働き世帯が一般化しています。しかし、就業上の地位については、正規の職員・従業員で男性が5割台であるのに対し女性が4割台、派遣社員・パート・アルバイト等で男性が1割台であるのに対し女性が3割台と、男性よりも不安定な形態で就労している女性が多く存在します。また、村民意識調査では、行政が力を入れるべき施策（P39～40参照）として、働き手の世代から、職業生活と家庭・地域生活の両立のための支援が求められています。働きやすい就業環境の整備や女性が希望に応じて正規雇用を選択できるよう支援を行うことで、女性の活躍推進や男女が仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくりが重要です。

また、村内には、農林水産業の従事者が多く、その働き方改革及び男女共同参画の推進のためには、働きやすい環境づくりや加工・販売など女性の活躍の場の創出など、現状に即した取組が重要となります。

この度、第2期相良村男女共同参画計画を策定するにあたり、この「重点目標 4 女性が活躍し男女が共に働きやすい環境づくり」を女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付け、本村の就業環境やニーズを踏まえ、男女が共にその個性や能力を十分に発揮できる働きやすい環境づくりや、職業生活の負担軽減、家庭・地域生活支援など、ワーク・ライフ・バランスの促進のための取組を進めていきます。

(1) 女性の活躍を支える環境の整備

【施策の基本方針】

女性が、人生の各段階に応じて希望する働き方が選択・実現できるように、キャリア教育の推進や、女性が活躍しやすい環境の整備に努めます。

具体的な施策	取組内容	担当課
多様な保育サービスの充実	就労形態等の変化による多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実と、子育て支援に関する情報提供を行います。	保健福祉課
キャリア教育の推進 【再掲載】	固定的性別役割分担意識にとらわれず、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身につけることができるようなキャリア教育を推進します。	教育委員会 保健福祉課

(2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

【施策の基本方針】

一人ひとりが自分にあった働き方を選択でき、男女が共に働き続けるために、子育て支援及び介護サービスの充実等の施策を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組めます。

具体的な施策	取組内容	担当課
仕事と家庭の両立に向けた広報・啓発	男女がともに人生のライフステージに応じた多様な働き方や生き方を選択できるよう、広報や様々な機会を通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及、介護休業の利用促進、両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりに向けた啓発を行います。	総務課 保健福祉課
男性の家事・育児・介護等への積極的な参加の促進 【再掲載】	長時間労働の見直しや育児・介護休業の利用に関する周知・啓発を行い、男性の家庭参画を促進します。 両親学級への両親での参加を勧奨し、父親の育児等への積極的な参加を促進します。	総務課 保健福祉課
長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、両立支援に向けた意識啓発	長時間労働の是正や年次有給休暇取得促進等をはじめとする働き方改革を推進するため、事業所や経営者等への意識啓発を行い、ライフステージに応じて、男女がともに希望に応じて仕事と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。	総務課
両立支援に関する各種支援制度の情報提供	多様な働き方を選択できるように、仕事と育児・介護や地域生活の両立を支援する制度についての情報提供を行います。	総務課 保健福祉課

(3) 働く場における男女共同参画の推進

【施策の基本方針】

働き方改革関連施策など、村内の労働環境の改善に向けた取組を行います。また、女性の新たな活躍の場の創出に努め、女性が活躍する機会の確保と、村産業の活性化を図ります。

また、本村の主要な産業である農林水産業においても、就労環境の改善を促進し、多くの人が活躍できる農林水産業の構築を図ります。

具体的な施策	取組内容	担当課
雇用における男女の平均的な機会・待遇の確保に向けた広報・啓発	男女が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の確保に向けて、広報や様々な機会を通じた男女雇用機会均等法の周知や、継続して働ける就業条件・環境の整備、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止など、事業所や住民への周知・啓発を行います。	総務課
農業分野における男女共同参画の推進	農業分野において、労働時間や報酬などの就業条件や出産・育児休業に関する項目等を定めた家族経営協定の締結を促進し、働きやすい就業環境の整備を推進します。 農家経営に関する話し合いへの農家世帯員全員の参加等を促進し、男女がともに経営に携わる農家への転換を推進します。	産業振興課 総務課
女性の新たな活躍の場の創出	加工の場における人材育成や女性による特産品開発など、女性が積極的に活動する機会をつくり、新たな活躍の場の創出につなげます。	産業振興課 総務課



重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶 【相良村DV防止基本計画】

現状と課題

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」）は、長い間、家庭内の問題、当事者の問題と見られてきました。しかし、これらは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識、暴力を容認する風潮など、社会的な問題が潜んでいます。

このことから、男女共同参画を推進し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、DVを社会的な問題ととらえ、DVの防止と被害者の保護・支援に取り組むことが必要です。

本村では、平成18年10月に「相良村要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を設置し、平成24年2月の相良村男女共同参画計画の策定時に、「相良村DV防止対策計画」についても一体的に策定を行い、DV防止に向けた取組を推進しており、村外との連携体制を構築しています。

村民意識調査から、DVになりうる様々な行為（P32参照）について、それがDVになりうると認識している人の割合は、すべての行為で熊本県平均よりも認識が低い状態となっています。また、DVの被害経験（P34参照）について、被害経験がある人の割合を熊本県と比較すると、県平均より低くなっています。しかし、DVとなりうる行為に対する認識が低いこととあわせて、DV被害者の側もその行為がDVであると認識していない可能性があることから、こういった行為がDVとなりうるのかについての周知・啓発も求められます。

DVに関する相談機関（P33参照）について、こういった相談機関があるのか1つも知らない人が2割弱存在していることから、安心して相談できる窓口づくりやその周知が求められます。

これらの本村のDV等に関する課題を踏まえ、DVの防止と一人ひとりの権利が尊重され安心して暮らせるむらを目指し、この「重点目標5 男女におけるあらゆる暴力の根絶」を、DV防止法に基づく「市町村DV基本計画」として位置付け、DVの根絶に向けて、本村のDV防止に関する施策を総合的に推進します。

(1) 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

【施策の基本方針】

パートナー間における暴力は、人権を踏みにじるものであり決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を広く浸透させるための周知啓発に努め、暴力を容認する風潮の根絶を推進します。

具体的な施策	取組内容	担当課
暴力の根絶に向けた意識啓発	<p>広報や様々な機会を通じ、DV、性犯罪、人身取引、セクシャル・ハラスメントなどの女性の人権を著しく侵害する暴力根絶に向けた啓発を行います。</p> <p>また、どういったケースがDVにあたるかなど配偶者等からの暴力についての正しい情報や、支援策・相談窓口等に関する周知を行い、認識がないまま暴力の被害者・加害者となることを防ぎます。</p>	保健福祉課 総務課
「人権週間」の周知	<p>広報「さがら」などを活用して、毎年12月4日～12月10日の「人権週間」の周知を行います。</p>	保健福祉課
学校等でのDV等に関する教育の推進	<p>学校等の教育の場で、DVやデートDVの防止に向けて、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会の提供を図ります。</p>	教育委員会
地域における家庭への働きかけ	<p>配偶者等からの暴力発生及び、潜在化を未然に防ぐため、地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声かけや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。</p>	保健福祉課

(2) 相談・支援体制の充実

【施策の基本方針】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、被害者の早期発見、早期対応につなげるために、相談窓口の充実と周知に努めるとともに、広域的な連携も含め被害者の保護と自立支援の体制を充実させ、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

具体的な施策	取組内容	担当課
相談窓口の周知・相談対応の充実	<p>相談の必要がある人が適切に相談できるように、DVに関する公的窓口の周知広報を行います。相談があった場合には、関係機関と連携し、適切かつ丁寧に対応します。</p> <p>また、関係機関等が実施する研修への参加を促進し、相談対応職員の能力向上を図ります。</p>	保健福祉課 総務課
被害者の保護・支援	<p>関係機関と連携して、DVや虐待等の暴力被害者の早期発見、安全確保を図ります。</p> <p>行政のみではDV等被害者の把握が困難であることから、関係機関との連携を強化し、事案の早期発見と、緊急時の被害者の安全確保を行います。</p>	保健福祉課
被害者の自立に向けた支援	<p>被害者の自立に向けた支援として、経済的に困窮している被害者に対する生活保護等の援護制度の活用による支援や、住居の確保が困難な被害者の公営住宅等への優先的な入居、ハローワークと連携した職業相談・指導、求人情報の提供など、被害者の状況とニーズに応じて各種支援を行います。</p>	保健福祉課 総務課 産業振興課
各機関における個人情報適切な管理と守秘義務の徹底	<p>被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活が確保されるように、住民基本台帳の閲覧制限などDV被害者に関する情報管理を徹底します。</p> <p>DV被害者の情報保護システムを維持するとともに保護対象者に関する事務作業時の対応等の周知を行い、個人情報の適正な管理を行います。</p> <p>また、医療機関など各関係機関における被害者の個人情報の保護や、教育委員会及び学校において転校先や居住地等の情報の保護を徹底します。</p>	保健福祉課
関連団体との連携	<p>被害者の相談に総合的に対応するとともに、DVの早期発見と状況に応じた保護・自立支援等の措置を行うため、関係機関・団体等の連携強化を図ります。</p>	保健福祉課

第5章 計画の数値目標

本計画を実効性のあるものとするため、数値目標を設定し、進捗管理を行います。

項目	現状	目標 (令和7年度)
「男女共同参画が実現していると思う」 村民の割合 (出典:アンケート調査(※1))	34.0% (P24 参照)	50.0%
「『相良村全体で』男女の地位が平等に なっていると思う」村民の割合 (出典:アンケート調査)	33.6% (P22 参照)	50.0%
女性公務員の課長職相当の登用割合 (令和2年度)	22.2% (2人/9人)	32.0% (※2)
委員会等の女性委員の登用割合 (令和2年度)	17.4%	30.0%
審議会等の女性委員の登用割合 (令和2年度)	13.6%	20.0%
自治会長における女性の登用人数 (令和2年度)	1人	3人
家族経営協定締結農家戸数 (令和3年度)	22戸	30戸

※1 アンケート調査は令和3年6月実施

※2 相良村特定事業主行動計画の設定目標より

第6章 計画の推進体制

1. 推進体制

(1) 庁舎内の体制

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策は広範多岐にわたっているととも、職員自身の意識向上も求められます。

計画の推進にあたっては、本計画の施策は幅広い分野にまたがっていることから、関係各課の連携を密にし、全庁的に本計画の推進に取り組みます。

また、役場のすべての職員が、男女共同参画社会についての理解を深め、その実現を目指すという共通認識を持ち率先して行動できるように、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。

(2) 村内の推進体制

本計画の推進と男女共同参画社会の実現のためには、村行政が直接取り組む施策だけではなく、村民が男女共同参画の意義を深く理解し、住民、学校等、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で主体的な取組を展開することが必要となります。そのため、相良村男女共同参画社会推進懇話会をはじめとする村内の各種団体等と連携・協働し、村内のあらゆる場面での男女共同参画の推進に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものとするため、計画の進捗に関して、施策の達成状況を毎年調査・点検し、相良村男女共同参画社会推進懇話会にて報告を行います。

また、計画の最終年度である令和7年度には、社会情勢の変化等を踏まえ、必要な見直しを行い、相良村における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

資料編

1. 用語解説

あ行	
M字カーブ	日本で15歳以上の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したときにできる曲線のこと。M字型曲線ともいい、女性の労働力率が出産・育児期である30代前半を谷底とする形を表したものの。
L字カーブ	女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続け、グラフ化したときにできる曲線のこと。保育の受け皿拡大等を背景に、M字カーブは解消されつつある一方で新たな課題とされる。
SDGs（持続可能な開発目標）	SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを掲げている。
エンパワーメント	本来は英語の「パワー（力）」からきており、「力をつけること」という意味。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれる。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力をいう。
か行	
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざし、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、公的な第三者の立会いのもと文書で協定書をつくること。
合計特殊出生率	ある年次の年齢別出生率にしたがって子どもを産むと仮定した場合に、1人の女性が生涯平均何人の子どもを産むかを示したもので、15～49歳までの女性の年齢各歳ごとの出生率を合計したもの。
国連婦人の地位委員会	経済社会理事会（Economic and Social Council）の機能委員会の一つで、1946年6月に設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行い、経済社会理事会はこれを受けて、国連総会に対して勧告を行う。
固定的性別役割分担意識	一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男女ははじめからその役割が異なり、生き方があらかじめ決まっているという考え方や、それに沿った役割を期待することをいう。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	1979年の国際連合の女子差別撤廃条約採択をうけて、雇用における男女平等の実現をはかるために、1985年に制定された。労働者の募集、採用および配置、昇進につき男女の均等な取り扱いを事業主の努力義務とし、教育訓練、福利厚生および定年、退職、解雇についての女子差別禁止、雇用における男女差別禁止とセクシュアル・ハラスメント防止の事業所義務化、妊娠、出産などを理由にした不利益な取り扱いの禁止、男性に対する差別禁止などが盛り込まれている。

さ行	
ジェンダー	人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いといった価値を含むものではない。
女子差別撤廃条約	昭和 54 年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和 55 年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和 60 年に批准した。
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則とし、女性の職業生活における活躍推進に関する事項を定めている。
政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成 30 年施行。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。
性的少数者（LGBT）	レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）の頭文字をとったもの。「LGBT」という言葉を、上記4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いることが一般的である。
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれる。特に、雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。
た行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。 平成 11 年（1999 年）6 月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画社会基本法が制定された。
男女共同参画社会基本法	「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成 11 年に公布・施行された。 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

デートDV	DVのうち、恋人同士の間で起こる暴力を指す。 殴る、蹴るの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為もデートDVに含まれる。
DV (ドメスティック・バイオレンス)	女性、子ども、高齢者、障がい者などの家庭内弱者への「継続的な身体的、心理的虐待、性的虐待など」を指し、女性問題としては夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇、無視、行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。
DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とするもので、平成25年に一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなっている。
は行	
パワー・ハラスメント	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいう。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。
「北京宣言」及び「行動綱領」	平成7年(1995年)到北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、「行動綱領」は21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示している。12の重大問題領域(1 貧困、2 教育と訓練、3 健康、4 女性に対する暴力、5 女性と武力抗争、6 経済、7 権力及び意志決定、8 女性の地位向上のための制度的な仕組み、9 人権、10 メディア、11 環境、12 女兒(少女))があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されている。また、「北京宣言」では、女性の地位向上とエンパワーメントを一層前進させるため、効果的、効率的かつ相互に補強し合うジェンダーに敏感な政策及びプログラムを計画・実施・監視することが必要であると宣言している。
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものである。 積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
ま行	
マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受ける精神的・肉体的いやがらせのこと。妊娠中や産休後に会社で受ける「心無い言葉・行動」「解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導」が主な行為である。

ら行

ライフステージ	人間の発達段階を、独特の特徴が現れるいくつかの区切りをもってとらえるもの。一般的には、胎児期、乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期のように区分されている。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）	平成6年（1994年）の国連の国際人口・開発会議において掲げられた概念であり、女性の人権の重要なひとつとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、リプロダクティブ・ライツは女性自らの意思で子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定することが可能な権利のことを指す。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。
------------------------	---

2. 相良村男女共同参画社会推進懇話会設置要綱

平成19年9月1日

告示第27号

(設置)

第1条 相良村における男女共同参画社会の推進に関し、村民の意見及び要望を聴くため、相良村男女共同参画社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は次に掲げる事項を協議し、意見及び要望を村長に報告する。

- (1) 男女共同参画社会に係わる調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画社会に係わる施策の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、村長が委嘱する委員10名以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体から選出された者
- (3) その他、村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、又は専門家を招き、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、懇話会の最初の会議は、村長が招集し、会長が選出されるまでの間、その議長となる。

3 この要綱の施行の日以降、最初に第 3 条第 2 項の規定により委嘱される委員の任期は第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。

3. 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正

平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号

同 11 年 12 月 22 日同 第 160 号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項，第十四条第三項，第二十三条，第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長，委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は，当該会長，委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず，その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか，この法律の施行に伴い必要となる経過措置は，別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は，平成十三年一月六日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4. 熊本県男女共同参画推進条例

(平成13年12月20日公布、熊本県条例第59号)

前文

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則（第一条～第十四条）

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第八条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第九条 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第十一条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第十二条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第十三条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第十四条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第十五条～第二十四条）

(男女共同参画計画の策定等)

第十五条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第十六条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第十七条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第十八条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第十九条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

- 2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第二十条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第二十一条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第二十二條 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第二十三條 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

- 2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第十三条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。
- 3 知事は、第一項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第二項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第二十四條 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 熊本県男女共同参画審議会（第二十五条～第二十七条）

(審議会の設置)

第二十五条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - 一 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - 二 第二十三条第一項の苦情の処理に関する事項
 - 三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十六条 審議会は、委員十人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第二十七条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第四章 雑則（第二十八条）

(雑則)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

(附則)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第十四条第一項の規定により定められた男女共同参画計画は、第十五条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

5. 相良村男女共同参画社会推進懇話会委員名簿

番号	氏名	役職等	備考
1	尾方 美和	民生委員・児童委員	会長
2	土肥 洋	相良村森林組合職員	副会長
3	權頭 博	教育委員	
4	平川 真由美	相良村農業委員	
5	堀川 匠太	相良村商工会長	
6	平野 遥	相良村青年団員副団長	

任期：令和3年11月27日から令和5年3月31日

相良村男女共同参画計画（第2次）

令和4年3月

発行 相良村総務課

〒868-8501

熊本県球磨郡相良村深水2500-1
